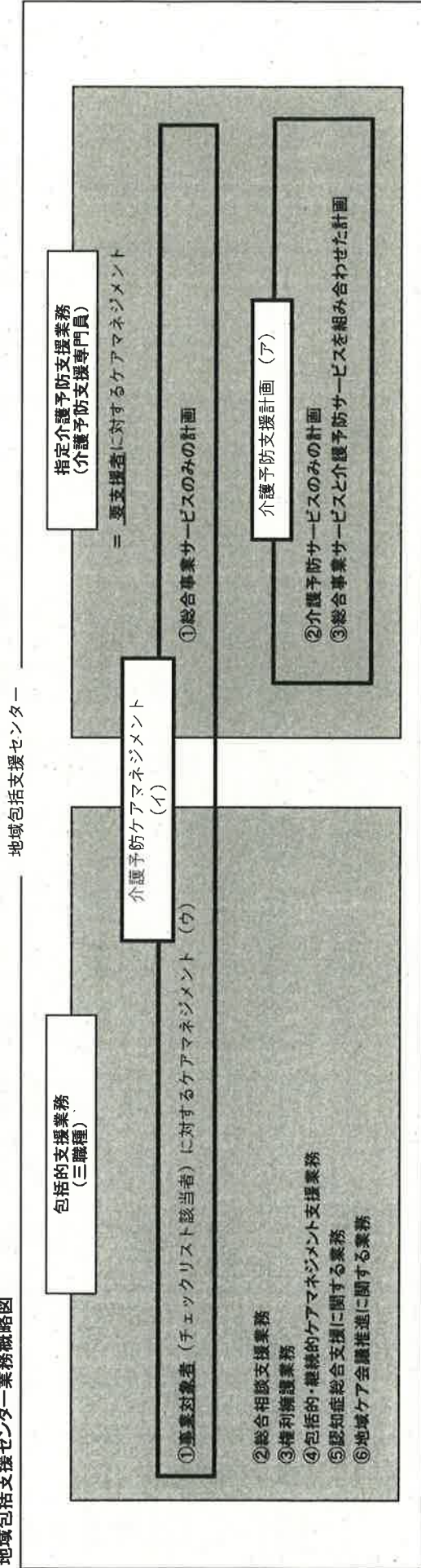


令和5年度第2回

弘前市地域包括支援センター運営協議会 会議資料

令和5年度上半期活動状況について

地域包括支援センター業務概略図



1. ケアマネジメントの実績

ア 介護予防支援計画の実績

※介護予防支援計画とは…要支援者に対する支援計画のうち、介護予防サービス(通所リハ、訪問看護、福祉用具の貸与等)の利用も計画されているもの。

地域包括支援センター名	4月分		5月分		6月分		7月分		8月分		9月分		上期計(のべ件数)	
	プラン 件数	(うち 委託件数)	プラン 件数	(うち 委託件数)	プラン 件数	(うち 委託件数)	プラン 件数	(うち 委託件数)	プラン 件数	(うち 委託件数)	プラン 件数	(うち 委託件数)	プラン 件数	(うち 委託件数)
第一	116 (20)	11	118 (19)	10	119 (19)	10	117 (19)	10	117 (19)	10	121 (18)	10	708 (114)	
第二	133 (25)	14	140 (30)	16	140 (31)	15	133 (26)	14	128 (25)	13	132 (27)	15	806 (164)	
第三	161 (29)	16	164 (32)	18	158 (26)	17	156 (25)	17	165 (27)	18	154 (22)	14	958 (161)	
東部	83 (52)	27	87 (56)	27	85 (53)	27	83 (52)	27	81 (51)	27	82 (52)	27	501 (316)	
西部	62 (1)	1	62 (1)	1	67 (2)	2	72 (3)	2	68 (2)	2	71 (2)	2	402 (11)	
南部	120 (19)	11	125 (22)	12	124 (21)	13	133 (23)	14	136 (23)	13	137 (23)	13	775 (131)	
北部	79 (15)	8	80 (13)	8	77 (14)	8	74 (13)	7	76 (12)	7	77 (11)	12	463 (78)	
合計	754 (161)		776 (173)		770 (166)		768 (161)		771 (159)		774 (155)		4,613 (975)	

イ 介護予防ケアマネジメントの実績
 ※介護予防ケアマネジメントとは…事業対象者に対する支援計画及び、要支援者に対する支援計画のうち総合事業サービスのみ
 計画されているもの。

(単位：件)

地域包括支援センター名	4月分		5月分		6月分		7月分		8月分		9月分		上期計(のべ件数)	
	プラン 件数	委託した居宅介護支援 事業所数	プラン 件数	委託した居宅介護支援 事業所数	プラン 件数	委託した居宅介護支援 事業所数	プラン 件数	委託した居宅介護支援 事業所数	プラン 件数	委託した居宅介護支援 事業所数	プラン 件数	委託した居宅介護支援 事業所数	プラン 件数	うち委託件数
第一	366 (29)	9	370 (31)	12	365 (30)	11	360 (30)	11	359 (29)	10	361 (32)	11	2,181	(181)
第二	208 (13)	12	213 (14)	13	221 (15)	14	226 (14)	13	223 (14)	12	225 (14)	12	1,316	(84)
第三	425 (38)	22	438 (36)	20	433 (37)	23	444 (39)	22	430 (42)	23	433 (45)	22	2,603	(237)
東部	235 (77)	23	271 (81)	25	241 (81)	25	245 (84)	25	242 (83)	26	241 (84)	28	1,475	(490)
西部	187 (11)	2	185 (11)	3	181 (10)	3	173 (10)	3	177 (10)	3	176 (11)	3	1,079	(63)
南部	376 (23)	14	381 (25)	15	376 (29)	16	370 (25)	15	371 (25)	15	367 (23)	14	2,241	(150)
北部	175 (8)	5	173 (7)	4	173 (10)	5	174 (9)	5	174 (8)	4	163 (8)	8	1,032	(50)
合計	1972 (199)		2031 (205)		1990 (212)		1992 (211)		1976 (211)		1966 (217)		11,927	(1,255)

ウ 包括的支援業務における介護予防ケアマネジメントの実績
 ※介護予防ケアマネジメントのうち、事業対象者に対する支援計画(三職種による支援計画)

(単位：件)

地域包括支援センター名	4月分		5月分		6月分		7月分		8月分		9月分		上期計(のべ件数)		三職種1人 当たりの 相当件数 (件/月)
	プラン 件数	うち新規 対象者	プラン 件数	うち委託件数 対象者	プラン 件数	うち委託件数 対象者	プラン 件数	うち委託件数 対象者	プラン 件数	うち委託件数 対象者	プラン 件数	うち委託件数 対象者	プラン 件数	うち委託件数 対象者	
第一	190 (0)	(11)	191 (0)	(5)	189 (0)	(9)	190 (0)	(3)	194 (0)	(5)	192 (0)	(5)	1,146	(0)	(38)
第二	93 (0)	(1)	95 (0)	(3)	98 (0)	(3)	102 (0)	(6)	98 (0)	(2)	100 (0)	(5)	586	(0)	(20)
第三	212 (5)	(15)	215 (4)	(11)	217 (5)	(5)	220 (5)	(10)	214 (6)	(7)	213 (5)	(9)	1,291	(30)	(57)
東部	112 (3)	(5)	111 (4)	(1)	116 (4)	(10)	115 (4)	(0)	113 (4)	(2)	114 (5)	(6)	681	(24)	(24)
西部	73 (0)	(5)	73 (0)	(2)	74 (0)	(3)	70 (0)	(1)	68 (0)	(0)	65 (0)	(1)	423	(0)	(12)
南部	217 (1)	(15)	218 (1)	(10)	221 (2)	(9)	223 (2)	(10)	224 (2)	(4)	223 (2)	(9)	1,326	(10)	(57)
北部	81 (0)	(0)	77 (0)	(0)	78 (0)	(1)	76 (0)	(0)	77 (0)	(1)	70 (0)	(0)	459	(0)	(2)
合計	978 (9)	(52)	980 (9)	(32)	993 (11)	(40)	996 (11)	(30)	988 (12)	(21)	977 (12)	(35)	5,912	(64)	(210)

2. 訪問型サービス(第1号訪問事業)及び通所型サービス(第1号通所事業)の紹介率最高法人に関する実績

上段：紹介率最高法人の件数 / 全件数

中段：紹介率最高法人のケアプラン割合

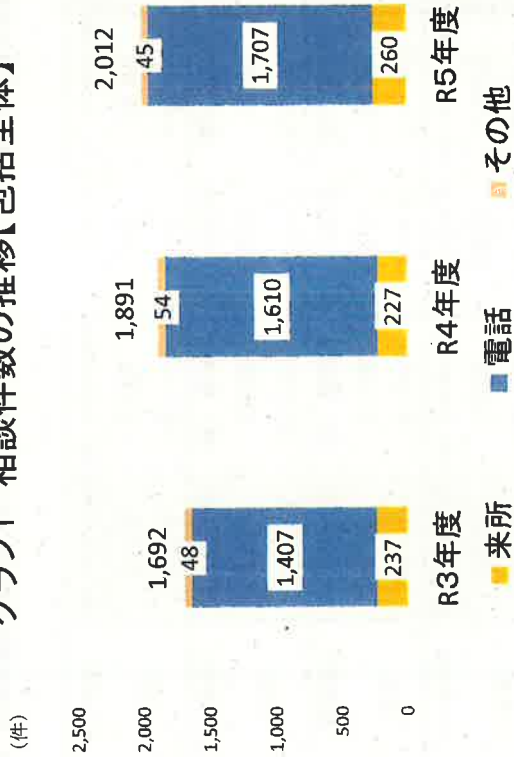
下段：紹介率最高法人名

地域包括支援センター名 (法人名)	4月分		5月分		6月分		7月分		8月分		9月分	
	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス
第一 (津軽保健生活協同組合)	14/118 11.9%	74/351 21.1%	13/121 10.7%	76/350 21.7%	14/122 11.5%	72/339 21.2%	14/118 11.9%	75/347 21.6%	14/119 11.8%	78/345 22.6%	15/119 12.6%	76/342 22.2%
第二	14/72 19.4%	34/182 18.7%	13/73 17.8%	35/184 19.0%	13/72 18.1%	34/186 18.3%	14/73 19.2%	36/192 18.8%	13/72 18.1%	36/190 18.9%	13/74 17.6%	40/192 20.8%
(弘前豊徳会)	30/204 14.7%	46/365 12.6%	31/202 15.3%	43/365 11.8%	29/200 14.5%	45/369 12.2%	32/200 16.0%	44/380 11.6%	30/200 15.0%	42/378 11.1%	32/203 15.8%	44/378 11.6%
(愛成会)	(社) 愛成会	(医) 弘愛会	(社) 愛成会	(医) 弘愛会	(社) 愛成会	(医) 弘愛会	(社) 愛成会	(医) 弘愛会	(社) 愛成会	(医) 弘愛会	(社) 愛成会	(株) 善世会
東部	18/63 28.6%	35/236 14.8%	18/62 29.0%	34/248 13.7%	17/63 27.0%	33/247 13.4%	18/65 27.7%	32/250 12.8%	19/63 30.2%	28/247 11.3%	18/68 26.5%	28/250 11.2%
(一葉会)	(社) 桃仁会	(株) 日本健康開発	(社) 桃仁会	(株) 日本健康開発	(社) 桃仁会	(株) 日本健康開発	(社) 桃仁会	(株) 日本健康開発	(社) 桃仁会	(株) 日本健康開発	(社) 桃仁会	(株) 日本健康開発
西部	15/23 65.2%	78/208 37.5%	15/27 55.6%	77/207 37.2%	14/28 50.0%	78/206 37.9%	13/28 46.4%	75/209 35.9%	16/30 53.3%	72/201 35.8%	17/33 51.5%	72/203 35.5%
(嶽陽会)	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会
南部	27/121 22.3%	47/347 13.5%	30/117 25.6%	51/359 14.2%	26/116 22.4%	53/359 14.8%	27/116 23.3%	50/346 14.5%	24/111 21.6%	51/354 14.4%	29/118 24.6%	52/352 14.8%
(博陽会)	(社) 博陽会	(株) 善世会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会
北部	3/17 17.6%	42/179 23.5%	4/20 20.0%	43/189 22.8%	4/20 20.0%	43/188 22.9%	4/21 19.0%	43/190 22.6%	4/17 23.5%	43/188 22.9%	4/16 25.0%	38/175 21.7%
(七峰会)	(株) ケアラライフ青森	(社) つがる三和会	(株) のどか	(社) つがる三和会	(株) のどか	(社) つがる三和会	(株) のどか	(社) つがる三和会	(株) のどか	(社) つがる三和会	(株) のどか	(社) つがる三和会

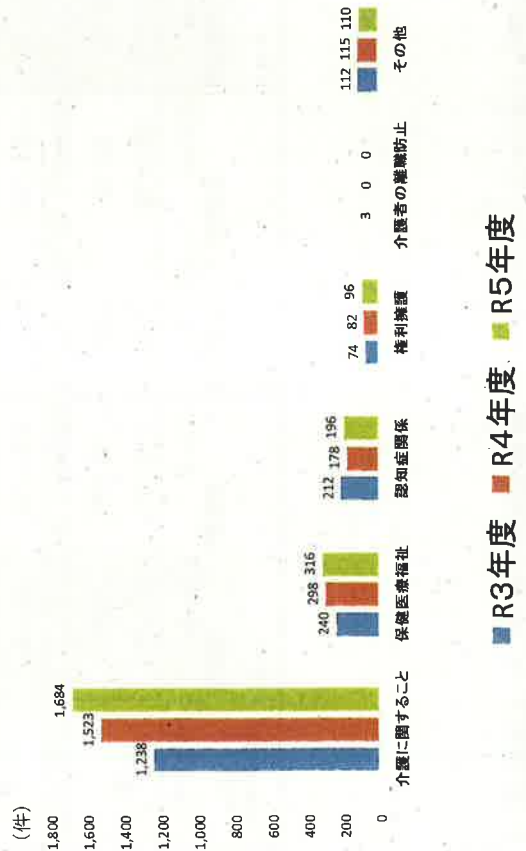
※ 西部地域包括支援センターの担当圏域の大部分が、特定事業所集中減算の対象外地区となる振興山村指定地域である。

令和5年度上半期包括的支援事業実績

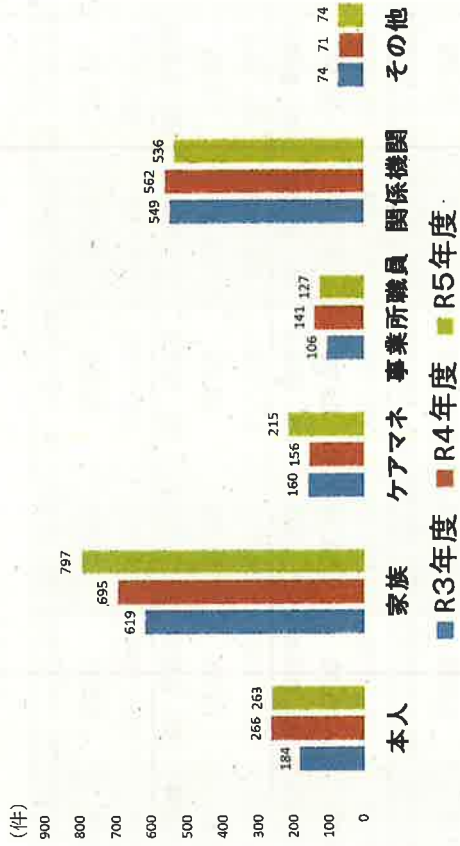
グラフ1 相談件数の推移【包括全体】



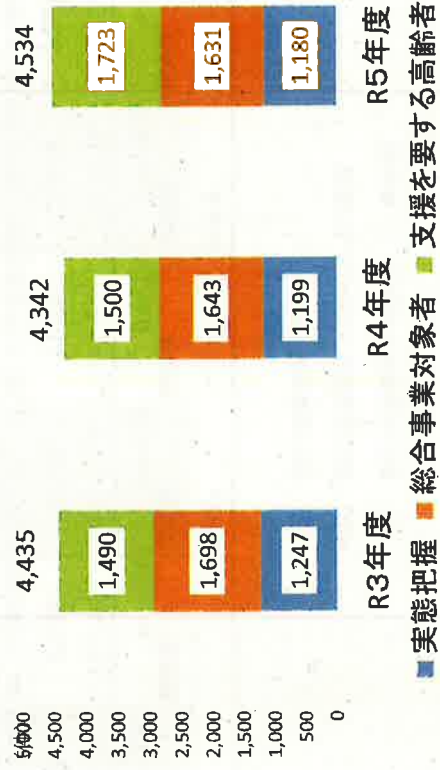
グラフ3 相談内容別件数の推移【包括全体】



グラフ2 相談者別件数の推移【包括全体】



グラフ4 訪問件数の推移【包括全体】



【相談内容】(延べ数) ()内は独居高齢者数

(単位:件)

地域包括支援センター	介護に関すること(介護保険に関することを含む)	介護予防・生活支援サービスに関すること	医療	保健福祉	認知症関係	権利擁護			介護者の離職防止	その他	R5年度上半期計	R4年度上半期計
						高齢者虐待	成年後見制度	指置支援				
第一	235 (75)	39 (8)	36 (3)	25 (12)	22 (9)	2 (0)	3 (2)	0 (0)	5 (1)	1 (1)	369 (112)	349 (120)
第二	133 (32)	95 (27)	4 (2)	11 (5)	20 (8)	2 (0)	5 (3)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	276 (79)	301 (92)
第三	257 (109)	181 (83)	22 (7)	112 (67)	50 (19)	13 (0)	6 (4)	0 (0)	5 (4)	1 (0)	647 (293)	439 (161)
東部	202 (59)	50 (13)	43 (12)	13 (7)	33 (11)	5 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (1)	1 (1)	368 (112)	370 (165)
西部	89 (21)	25 (9)	22 (8)	1 (0)	32 (4)	3 (0)	2 (1)	0 (0)	5 (1)	3 (0)	205 (55)	219 (52)
南部	200 (62)	50 (16)	3 (1)	9 (4)	23 (11)	10 (1)	7 (6)	0 (0)	2 (1)	2 (1)	339 (122)	303 (122)
北部	117 (12)	11 (1)	14 (4)	1 (0)	16 (1)	1 (0)	9 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	199 (28)	215 (50)
合計	1233 (370)	451 (157)	144 (37)	172 (95)	196 (63)	36 (1)	33 (19)	0 (0)	19 (8)	9 (3)	2,403 (801)	2,196 (762)
構成比(%)	51.3%	18.8%	6.0%	7.2%	8.2%	1.5%	1.4%	0.0%	0.8%	0.4%	100%	

【訪問件数】 ()内は独居高齢者数

(単位:人,件)

地域包括支援センター	人口	高齢者数 R5.9.30現在	実態把握		総合事業の対象者		支援を要する高齢者		R4年度上半期計		
			実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	
第一	25,720	8,225	204 (66)	204 (66)	117 (38)	188 (68)	24 (12)	129 (84)	311 (115)	475 (196)	
第二	18,424	6,526	127 (36)	127 (36)	97 (44)	173 (69)	72 (23)	117 (37)	321 (107)	424 (134)	
第三	30,386	10,233	118 (65)	118 (65)	191 (94)	495 (279)	286 (120)	742 (414)	457 (212)	1,161 (576)	
東部	32,577	8,820	141 (45)	141 (45)	85 (26)	187 (69)	112 (35)	271 (106)	283 (96)	492 (173)	
西部	14,214	5,259	298 (63)	298 (63)	69 (9)	158 (30)	45 (14)	67 (19)	419 (90)	547 (123)	
南部	28,396	10,209	145 (53)	145 (53)	212 (80)	377 (171)	205 (82)	346 (132)	551 (224)	885 (398)	
北部	12,625	5,089	147 (32)	147 (32)	43 (3)	53 (7)	23 (3)	51 (17)	289 (71)	358 (86)	
合計	162,342	54,361	1,180 (360)	1,180 (360)	814 (294)	1,631 (693)	767 (289)	1,723 (809)	2,631 (915)	4,342 (1,686)	
延べ数の構成比(%)			26.0%		36.0%		38.0%		100%		

令和3～5年度上半期包括的支援事業実績の推移

【相談件数】

(単位:件)

	来所						電話						その他						合計					
	R3年度		R4年度		R5年度		R3年度		R4年度		R5年度		R3年度		R4年度		R5年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	66	78	77	89	198	236	230	209	236	230	209	230	7	12	12	6	6	6	254	283	297	325	272	325
第二	22	22	20	31	138	171	173	165	179	173	165	1	0	0	1	1	1	1	155	161	189	199	195	205
第三	13	14	21	22	34	318	440	413	342	440	413	12	3	3	8	9	9	369	386	342	367	449	479	
東部	29	34	19	27	188	196	264	191	266	191	264	6	5	5	2	2	2	223	272	220	298	223	306	
西部	33	45	24	30	109	130	147	127	136	136	127	8	14	14	6	6	6	150	184	168	191	161	172	
南部	18	19	16	17	199	264	312	297	273	312	297	9	12	13	12	14	14	226	240	292	303	322	339	
北部	21	25	34	27	112	136	152	141	167	152	141	5	4	7	6	7	6	138	166	156	208	171	186	
合計	202	237	184	227	1,266	1,407	1,707	1,543	1,610	1,707	1,543	47	48	50	54	41	45	1,515	1,692	1,664	1,891	1,793	2,012	

【相談者区分】

	本人						家族						介護支援専門員						介護サービス事業所職員					
	R3年度		R4年度		R5年度		R3年度		R4年度		R5年度		R3年度		R4年度		R5年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	35	41	51	58	102	96	108	93	119	20	23	22	20	22	22	29	33	15	16	18	18	22	23	
第二	10	11	23	24	57	59	80	78	85	15	17	20	20	21	21	37	38	10	11	15	15	15	16	
第三	45	47	52	55	109	98	105	142	153	39	41	38	42	42	57	61	31	31	33	33	36	40	40	
東部	25	32	27	42	85	105	127	100	148	16	19	12	20	20	17	19	24	24	24	14	14	18	10	
西部	8	10	16	19	67	79	76	67	72	22	26	18	19	19	16	16	6	8	8	13	14	19	19	
南部	27	27	44	45	97	101	118	131	137	14	16	16	18	18	26	27	8	8	8	21	21	21	13	
北部	11	16	15	23	52	57	83	74	83	15	18	8	14	14	20	21	8	8	8	14	14	19	6	
合計	161	184	228	266	560	619	695	685	797	141	160	132	156	156	202	215	102	106	128	141	122	127		

	関係機関						その他						合計					
	R3年度		R4年度		R5年度		R3年度		R4年度		R5年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	85	95	92	97	77	81	6	6	20	22	8	9	254	283	297	325	272	325
第二	60	60	53	55	47	48	3	3	4	4	3	3	155	161	189	199	195	205
第三	129	133	108	116	128	135	16	18	13	13	23	25	369	386	342	367	449	479
東部	60	77	64	82	66	87	13	15	9	9	6	8	223	272	220	298	223	306
西部	39	49	50	56	34	35	8	12	6	7	10	10	150	184	168	191	161	172
南部	74	80	93	94	98	101	6	8	6	7	6	12	226	240	292	303	322	339
北部	42	55	46	62	46	49	10	12	5	9	7	7	138	166	156	208	171	186
合計	489	549	506	562	496	536	62	74	63	71	63	74	1,515	1,692	1,664	1,891	1,793	2,012

(単位:件)

【相談内容】(延べ数)

	介護に関すること(介護保険に関するを含む)		介護予防・生活支援サービスに関すること		保健医療福祉		認知症関係		
	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
第一	184	226	235	38	23	39	26	29	22
第二	102	141	133	21	103	95	29	30	20
第三	219	208	257	75	83	181	49	28	50
東部	149	188	202	44	64	50	38	33	33
西部	84	76	89	37	53	25	33	26	32
南部	152	166	200	32	62	50	20	17	23
北部	90	116	117	11	14	11	17	15	16
合計	980	1,121	1,233	258	402	451	212	178	196

	権利擁護						介護者の離職防止						その他						合計								
	R3年度			R4年度			R5年度			R3年度			R4年度			R5年度			R3年度			R4年度			R5年度		
	実数	延べ数	延べ率	実数	延べ数	延べ率	実数	延べ数	延べ率	実数	延べ数	延べ率	実数	延べ数	延べ率	実数	延べ数	延べ率	実数	延べ数	延べ率	実数	延べ数	延べ率			
第一	12	11	11	6	4	2	0	0	0	10	9	1	300	349	369	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
第二	3	10	8	2	6	2	0	0	0	7	4	5	178	301	276	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
第三	32	16	25	5	5	13	0	0	0	0	0	0	459	439	647	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
東部	8	6	9	6	2	5	1	0	0	17	29	18	305	370	368	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
西部	11	9	13	2	4	3	0	0	0	16	22	23	222	219	205	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
南部	6	16	21	7	6	10	0	0	0	25	35	33	240	303	339	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
北部	2	14	10	2	2	1	2	0	0	37	16	30	175	215	199	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
合計	74	82	97	30	29	36	3	0	0	112	115	110	1,879	2,196	2,403	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

【訪問件数】

(単位:件)

	実態把握						総合事業の対象者						支援を要する高齢者						合計								
	R3年度			R4年度			R5年度			R3年度			R4年度			R5年度			R3年度			R4年度			R5年度		
	実数	延べ数	延べ率	実数	延べ数	延べ率	実数	延べ数	延べ率	実数	延べ数	延べ率	実数	延べ数	延べ率	実数	延べ数	延べ率	実数	延べ数	延べ率	実数	延べ数	延べ率			
第一	178	178	172	172	204	204	104	194	118	184	188	31	143	21	119	24	129	313	515	311	475	345	521				
第二	138	138	146	146	127	127	81	125	90	149	173	71	129	85	129	72	117	290	392	321	424	296	417				
第三	90	90	98	98	118	118	200	543	199	514	495	153	514	160	549	286	742	443	1,147	457	1,161	595	1,355				
東部	111	111	126	126	141	141	99	198	70	172	187	98	203	87	194	112	271	308	512	283	492	338	599				
西部	364	364	313	313	298	298	68	137	70	157	158	54	103	36	77	45	67	486	604	419	547	412	523				
南部	169	169	149	149	145	145	172	366	194	389	377	183	327	208	347	205	346	524	862	551	885	562	868				
北部	197	197	193	193	147	147	101	135	50	78	43	33	71	46	85	23	51	331	403	289	358	213	251				
合計	1,247	1,247	1,197	1,199	1,180	1,180	825	1,698	791	1,643	1,631	623	1,490	643	1,500	767	1,723	2,695	4,435	2,631	4,342	2,761	4,534				

令和5年度上半期在宅介護支援センター活動実績

委託業務の内容

- ・総合相談
- ・実態把握
- ・地域におけるネットワーク構築

単位：件

包括支援センター	在宅介護支援センターの 委託先の数	①相談件数		②訪問件数	
		合計	在介分再掲 ()内占有率	合計	在介分再掲 ()内占有率
第一	2か所	325	9 (2.8%)	521	116 (22.3%)
第二	2か所	205	0 (0.0%)	417	19 (4.6%)
第三	2か所	479	8 (1.7%)	1,355	114 (8.4%)
東部	2か所	306	20 (6.5%)	599	84 (14.0%)
西部	2か所	172	17 (9.9%)	523	214 (40.9%)
南部	1か所	339	39 (11.5%)	868	146 (16.8%)
北部	4か所	186	3 (1.6%)	251	78 (31.1%)
合計	15か所	2,012	96 (4.8%)	4,534	771 (17.0%)

令和5年度の活動方針		令和5年度目標に対する上半期の取り組みの評価	
地域課題		目標	
<p>①家族が認知症について理解できないことで、早期発見・診断に結びつかず、重症化している。</p> <p>②関係機関が、災害時の避難の仕方や安否確認等の対応について分らないことが多い。</p> <p>③複合的な課題を持つ世帯が、相談窓口を知らないことが多く、適切な相談窓口へつながるような仕組みが必要である。</p> <p>④安心カカードが周知されていないことにより、救急搬送時、民生委員や町会長が救急車への同乗を求められることにつながっている。</p>	<p>①認知症サポーター養成講座の広報を強化する。また、認知症の早期発見、早期診断につながる方策を話し合うため地域ケア推進会議を開催する。</p> <p>②関係機関対象に研修会(防災課の出席講座)を実施し、地域の防災についての知識を得る。</p> <p>③介護支援専門員が多様な機関と連携できるように後方支援体制を強化する。(地域ケア個別会議での検討や研修等の実施、西部地域ケアマネ連絡会での対応など)</p> <p>④連絡会や会議等を通じて安心カカードの説明や周知を行う。</p>	<p>①包括支援センターの包括だよりを作成して、そこに小学校での講座の様子を載せて、10月15日号の閲覧板で地域へ広報する予定となっている。</p> <p>②昨年、圏域小・中学校へ周知していたことで、東目屋小学校から依頼があり、10月開催予定となっている。</p> <p>③民生委員の定例会参加時各町会での開催をお願いしている。</p> <p>④大学生の実習受け入れをしており、実習に来た学生へ、講座を受けていただくようにしている。</p> <p>⑤早期発見、早期診断につながる方策として、推進会議で対策を検討し、ワーキングチームを立ち上げて地域に配布するチラシを作成中となっている。</p> <p>⑥9/14に「防災マップの活用の仕方」についてハイブリット形式で講座を開催した。圏域の事業所から多くの参加希望あり、実施後は、防災マップの見方や活用、また、自分の地域の危険性や避難の仕方、避難所の仕組みなどたくさんのご意見を聞き、自分のできやがったと感想聞かれた。民生委員へは、各圏域ごとに再度実施したいと依頼をしている。また、定例会で、学んだ情報をお伝えし情報共有した。③困難事例となるケースについては、介護支援専門員へ引継ぎの際、一緒に支援するをお伝えし、随時、問題ないか確認し、共有するように努めた。また、地域ケア会議への参加メンバーとしてPT、OT、ST、事例に関係している民間企業など多機関へ依頼し、ネットワークを広げ、後方支援していただけるよう努めた。</p> <p>④民生委員定例会で日中独居の高齢者への配布も認められたことを説明したところ、救急搬送の際、活用したい、安心につながると配布数が増えている。</p>	<p>令和5年度目標に対する上半期の取り組みの評価</p>
<p>①独居世帯や問題を多く抱える世帯が増えてきているため、地域や複数機関での連携が必要である。</p> <p>②高齢者の相談窓口情報が行き届いていない。</p> <p>③保険外サービスや社会資源等の情報が地域に行き届いていない。</p>	<p>①支援困難な事例に対して関係機関と連携を図り対応する。</p> <p>②地域包括支援センターの周知に向けた取り組みとして広報活動を行う。</p> <p>③地域の社会資源を把握しボランティア団体と連携を図り支援に結びつける。</p>	<p>①困難ケースに対しては関係機関や行政と連携を図り対応している。ケースによっては必要に応じて地域ケア個別会議を行い支援方法を検討している。独居世帯のケースでは民生委員や在介と協力しながら対応している。</p> <p>②8月に広報誌を500部作成し圏域の町会に回覧した。広報誌に包括の活動予定を記載したことで9/15開催の「認知症カフェ」には参加者25名中、広報紙を見たと言ってきた方が11名いた。配布以降広報誌を見たこと電話相談が数件あり一定の効果を感じている。また朝陽地区の民生委員から独居世帯にセンターのパンプフレットを配布したいと依頼を受け毎戸配布してもらった。</p> <p>③生活支援コーディネーターと情報共有し高齢者の集まり等、居場所を把握している。買い物や受診の付添いなど介護保険で対応できず困っている方には保険外のサービスに繋げている。新たな社会資源の一つとして認知症の方やMCI(軽度認知障害)の方の外出支援や見守りを行うためのチームオレンジの立ち上げに取り組んでいる。</p>	
<p>①地域全体の健康に関する意識が低い。</p> <p>②家族や地域住民同士が協力し合う『互助』体制が脆弱になってきている。</p> <p>③社会資源に乏しく、住民の日常生活へも強く影響している。</p>	<p>①介護や認知症、健康増進に関する地域住民への意識啓発を推進する。</p> <p>②民生委員、町会長の他、地域で活動する専門職や担い手となる住民との連携強化を図る。</p>	<p>①地域踏査において保健活動の健康増進の視点で課題を見極め捉えることを意識し、また、在宅介護支援センターの実態把握と照らし合わせた活動を活発に行なった。この活動で、地域高齢者への特定健診等の受診勧奨や健康状態不明者を把握することができた。今後この活動を継続することで健康増進及び介護予防の更なる普及啓発に繋がっていくものと思われる。</p> <p>②高杉地区公民館活動担当者と連携し、高齢者教室および高杉小学校での認知症サポーター養成講座を開催。これまで連携してきた関係者以外の地域関係者とのネットワーク構築にも繋がっている。</p> <p>③地域住民や地域関係者の地域包括支援センターの活用促進に向け、活動周知の一環として今年度も引き続き各地区の町会(計460班)に広報誌を回覧している。広報誌の内容としては在宅介護支援センターの実態訪問活動、地域包括支援センターでの地域ケア会議における内容、地域住民活動、各専門職種からの情報などを記事に回覧している。そのことにより幅広い世代への活動周知へ繋がっている。</p> <p>④各専門職及び地域住民などと地域ケア個別会議を開催し、対応を検討することによって地域特性や個々における課題抽出がなされ、さらにネットワーク構築にも繋がっている。それぞれの立場における役割や取り組みなどを考察する機会にもなり、地域づくりの側面からも連携体制が構築されている。</p>	

(様式第1号)

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

職員配置 (R.5.4.1現在)	保健師 2人 社会福祉士 2人 主任ケアマネ 1人	予防給付プラン担当 3人 その他(センターの他職種兼務以外のもの) 1人	プラン手数 2箇所
---------------------	--	---	--------------

令和5年度の活動方針(地域課題・目標)		令和5年度目標に対する上半期の取り組みの評価	
地域の実態	①高齢者の状況として、コロナ禍で過剰に外部との接触を避けてきたため、孤立化が進み、重症化した状態で発見される事例や孤独死が散見されている。	①日頃の相談状況から、他者とかかわりを持たない方が多い印象がある、田町の市営住宅80戸に対し全戸訪問を実施した。入居していたのは70戸。対話できたのは27戸であった。警戒している世帯が多いと感じた反面、包括の受け入れが良好と感じた世帯もあった。今回は、対象を絞ってアプローチすることができたが、今後は町会や民生委員とも連携し対象範囲を拡大した取り組みも検討したい。	
地域課題	①高齢者世帯の多くは、他者とのつながりが希薄であり孤立化しやすいため、孤立化防止対策が必要である。	②わんわんパトロール隊の取り組みの中で、今年度から高校生ボランティアが月1回のパトロール時のゴミ拾いに参加している。若い世代や子供たちとの接点が増え、徐々にではあるが地域住民と多世代にわたる「ゆるいつながり」が構築されてきていることを実感している。わんパトの活動を通じて写真家と出会うことができ、終活セミナーの一環として下期に遺影の撮影会を予定している。子供・孫世代と共に参加できるような企画を現在検討中である。	
目標	①積極的なアウトリーチ活動を実施する。 ②多世代にアプローチし、地域とのつながりの再構築に取り組む。		

項目	令和5年度計画	R5年度計画内容		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チエックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	総合事業のスムーズな利用に向けた支援を行う。	①制度説明や基本子エックリストを実施し、地域の社会資源の活用も含めたマネージメントを実施する。	①2週間以内に対応	①新規:34件実施。全例2週間以内に対応することができた。	①34件	①相談者に説明を行い必要なサービスにつなぐことができた。また、必要時総合事業の説明を行いチエックリストを実施し適切なサービス利用につながっている。	①アセスメント・スクリーニングを丁寧に行いながら、自立支援を視野に多様なサービスの情報提供を行っていく。

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	令和5年度計画		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	<p>①民生委員定例会への参加や、地区会長と情報交換を行う。</p> <p>②商業施設や金融機関との情報交換を行う。</p> <p>③津軽地域ケアネットワーク定例会等への参加と情報提供を行う。</p> <p>④圏域グループホーム等運営推進会議へ参加する。</p> <p>⑤第2層協議体活動に参加する。</p>	<p>①年1回以上</p> <p>②年1回以上</p> <p>③年2回以上</p> <p>④開催時</p> <p>⑤年2回以上</p>	<p>①和南地区定例会に参加し、4地区会長訪問し情報交換を行う。</p> <p>②ドラッグストア他商業施設と情報交換する。</p> <p>③津軽地域ケアネットワーク会員35名対象に学習会を開催し意見交換の機会を得た。</p> <p>④グループホームやナーシングホーム・小規模多機能事業所の会議へ参加。</p> <p>⑤下期に予定されている。</p>	<p>①定例会:1回 情報交換: ①1回 ②2回</p> <p>③学習会・意見交換 テーマ「介護保険以外のサービスと総合事業」 1回 ④10回 ⑤0回実施</p>	<p>①～⑤感染対策を視野に入れ状況に合わせて形で、関係づくりを行うことができた。</p>	<p>①～⑤引き続き実施する。</p>
イ 実態把握	<p>①在宅介護支援センターと定期的に連携しながら、訪問時のアプローチ方法を検討する。</p>	<p>①連携会議 月1回開催</p> <p>②在介・実態把握 年間50件以上</p>	<p>①オンラインで確実に開催できている。</p> <p>②新型コロナウイルスの感染拡大状況に合わせて実施している。</p>	<p>①6回</p> <p>②たちまち:29件 幸福荘:21件</p>	<p>①②感染拡大状況に合わせて実施している。</p> <p>①②継続して実施する。</p>	<p>①②継続して実施する。</p>
ウ 総合相談	<p>①三職種が切れ目なく対応できるように情報共有を強化し、他機関への情報提供や関係機関への紹介をスムーズに行う。</p> <p>②窓口周知に取り組む。</p>	<p>①毎日</p> <p>②随時</p>	<p>①朝のミーティングや個別の事例発生時に意見交換しながら支援にあたることできている。</p> <p>②圏域事業所や近郊の病院・民生委員にパンフレットを渡した。</p>	<p>①平日毎日実施</p> <p>②事業所:90件 病院:21件 民生委員:54名</p>	<p>①計画通り実施できている。そのため、担当不在時でもスムーズに対応できている。</p> <p>②計画通り実施できている。民生委員からの相談が増え、窓口周知の効果が表れている。</p>	<p>①②継続して実施する。</p>

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

項目	令和5年度計画		R5年度計画内容		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	令和5年度計画	R5年度計画内容	R5年度計画内容	R5年度上半期実績	R5年度上半期実績	R5年度上半期実績		
ア	<p>①成年後見制度について普及啓発を図る。</p> <p>②成年後見制度に関する相談・申立て支援を、必要時圏域権利擁護センターと連携して行う。</p>	<p>①民生委員定例会、グループホーム運営推進会議等での広報や関係機関への資料提供をすすめる。</p> <p>②相談、申し立て支援を行う。</p>	<p>①年4回以上</p> <p>②随時</p>	<p>①定例会や出前講座で後見人について情報提供できた。</p> <p>②申し立ては1件実施。</p>	<p>①4回</p> <p>②1件</p>	<p>①後見人制度について講話の機会が多くなっており、地域住民に意識的に啓発することができた。</p> <p>②迅速に相談対応し権利擁護センターの助言を受けながら進めることができています。</p>	<p>①継続して実施する。</p>	
イ	<p>措置を要するケースが発生した場合は、市の関係部署と連携し対応する。</p>	<p>①市の関係部署、受け入れ措置施設と連携し対応する。</p>	<p>①随時</p>	<p>①該当ケースなし</p>	<p>①該当なし</p>	<p>①措置に至るケースはなかった。</p>	<p>①発生時には市に対応を求めている。</p>	
ウ	<p>養護者による高齢者虐待に関わる通報を受けた場合は、速やかに対応する。</p>	<p>①虐待対応マニュアルに基づき関係部署と連携し対応する。</p> <p>②必要時、個別ケース会議を開催し支援方法を検討する。</p>	<p>①随時</p> <p>②随時</p>	<p>①同居の息子から画像提供を受け対応した事例が1件あった。</p> <p>②上記ケースを検討した。</p>	<p>①2件</p> <p>②1件</p>	<p>①画像は衝撃的な内容だったが、担当CMOの認識と一致せず対応に苦慮した。CMOの虐待に関する知識に課題がある。</p> <p>②上記の対応事例について会議にて検討しながら支援した。</p>	<p>①継続して実施する。</p>	
エ	<p>事実確認後、課題を整理し支援の方向性を関係者で協議する。</p>	<p>①包括内三職種カンファレンスや地域ケア個別会議、担当者会議を開催することによって課題を整理し、支援方法を検討する。</p>	<p>①随時</p>	<p>①日常的な意見交換に加え、三職種カンファレンスを月1回開催し支援方法を検討できた。</p>	<p>①6回</p>	<p>①随時意見交換できる体制を整え、カンファレンスでは集中的に検討することができた。</p>	<p>①下期は三職種の意見交換やカンファレンスを基軸に置きながら、関係者間で担当者会議を実施し、整理できない事例は地域ケア個別会議で検討する。</p>	
オ	<p>消費者被害に関する最新情報を把握し住民に伝達する体制を構築する。</p>	<p>①市民生活センターからの最新情報を民生委員を通じて住民に提供する。</p> <p>②消費者被害に関する相談は市民生活センターと連携して行う。</p>	<p>①年1回以上</p> <p>②随時</p>	<p>①圏域内民生委員にパンフレットを配布し情報提供した。</p> <p>②該当事例はないが弘前市相談窓口紹介ネットワークの会議に出席。</p>	<p>①資料配布：1回</p> <p>②0件</p>	<p>①民生委員や地域住民に対し資料提供することができた。</p> <p>②事例が発生した場合は速やかに相談したい。</p>	<p>①継続して実施する。</p>	

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和5年度計画		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 包括的・継続的ケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が他職種・他機関と連携しやすい体制を構築する。	① 他職種・他機関と連携し、地域ケア個別会議や推進会議を開催する。 個別:年4回以上 推進:年2回	① 個別会議はハイブリットで開催することができた。推進会議は集集で開催できた。	① 個別:2回 推進:1回	① 議論しやすいよう事前の論点整理などの打ち合わせを入念に行い、事前資料やワークシートを工夫し、軌道に乗ってきた印象がある。推進会議では「認知症」について検討し、専門職に加えコンビニやスーパー、金融機関などにご参加いただいたき、多くの視点から地域課題や政策提言まで限られた時間で議論を深めることができた。	① オンライン会議と参集を状況に合わせて実施する。
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	圏域の介護支援専門員同士が意見交換できる場として、定期的に連絡会を開催し、相互の連携を図る。	① 会議:年2回以上	① 2回開催し、意見交換会や学習会のテーマを決定し、内容の検討を行うことができた。	① 会議:2回	① リーダー会議を中心に介護支援専門員の意見を集約し、意見交換会や学習会が開催できる仕組みづくりができた。	① 継続して実施する。
ウ 日常的個別指導・相談	介護支援専門員への個別指導・相談に対応し、円滑に業務が行えるよう支援する。	① 随時 ② 年2回	① 新規相談:33件あり。随時対応している。 ② 介護支援専門員の意見を反映し、意見交換会を開催することができた。	① 相談:33件 ② 意見交換会1回	① ② 介護支援専門員から意見をいただいた機会が増えている。今後連携を深めながら主任介護支援専門員の活躍の場を提供できようように支援していきたいと考えている。	① ② 継続して実施する。
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援を行う。	① 随時 ② 随時	① 同行訪問を1件実施し、後方支援を行うことができた。 ② 個別会議を実施する前に担当者会議で検討し課題整理することができた。	① 同行訪問:1件 ② 担当者会議:1件	① 同行訪問し、後方支援をすることができた。 ② 個別会議を提案するが担当者が会議で課題整理できている。地域ケア個別会議を気軽に実施できるような提案していきたい。	① 継続して実施する。 ② 困難事例については積極的に個別会議を提案する。

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

項目	令和5年度計画		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)						
ア 関係機関との連携	市内認知症地域支援推進員と連携し地域住民による高齢者の見守り活動(第一包括わんわんパトロール隊)を実施する。	①年1回以上 ②年1回以上 ③登録者30名以上 ④年1回以上	①8/29連絡会にて情報提供できた。 ②7/15実施。 ③9/30現在登録者30名愛犬30頭の名簿を管理している。 ④11月実施予定。	①11回 ②5名受講 ③登録者30名 愛犬30頭 ④未実施	①～④継続的に実施できている。6月から11月まで月1回ゴミ拾いをしながらパトロールを実施することができ、登録者間の交流や周囲へのアピール、地域貢献ができてきている活動になっている。今年度から高校生ボランティアも参加しさらに広がりをみせ、参加者の意識変化を実感している。 この活動について、弘前医療福祉大学から研究の申し出があり、現在対応している。今後、エビデンスのある活動となることを期待したい。	①～④継続して実施する。
イ 認知症の人や家族への支援	認知症に関する住民教育や早期相談の場所として感染対策を徹底した認知症カフェを開催する。	①年30か所以上 ②年10回	①圏域事業所110件、近郊の病院21件、商業施設6件、調剤薬局1件、民生委員54名にチラシを配布した。その他個別に相談者等に配布している。 ②5回開催できた。	①192件配布 ②5回参加者:延べ31名	①積極的に広報に努めることができた。 ②口コミで参加者も増えてきている。認知症啓発のシンボルカラーであるオレンジ色の花を咲かせるオレンジガーデニングプロジェクトに青森県で初めて取り組むことができた。カフェの参加者の協力を得て、プランターにマリゴゴールドなどを育て啓発に努めた。	①②継続して実施する。
ウ 知識の普及	認知症サポーター養成講座を開催しサポーターを増やす。	①年間投稿数5回以上 ②年2回以上 ③年1回以上	①わんわんパトや認知症カフェの活動状況を投稿し、参加者に直接声がけしている。また、犬関係のイベントでも直接声がけをしている。 ②7/15に1回開催 5名参加。 ③7/15に声がけ訓練実施。3名参加。	①21回投稿 ②1回実施 ③1回実施	①～③わんわんパトや犬関係のイベントでも直接声がけし、活動の周知と合わせて養成講座の案内ができていて、参加者自体は少ないが着実に実施できた。	①～③継続して実施する。

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)					
項目	令和5年度計画		R5年度計画内容		R5年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定期開催を基本とするが、要望があった際は随時開催し、個別支援と地域課題の抽出を行う。	①年4回	①2回実施できた。 ④1回実施でき、認知症Jについて専門職に加え地域の様々な立場の方が参加された。	① ⑦ ④ ①	①②定期開催することができた。個別会議2回とも自立支援型で開催することができた。また、推進会議では、専門職に加えコンビニやスーパー、金融機関、町会長、民生委員などにご参加いただき、多くの視点から地域課題や政策提言まで検討することができネットワーク構築の機会としても有効であった。
	②自立支援型のケア会議を開催し本人の自立支援や重度化防止を図る。	①年2回	④地域ケア推進会議を開催する。 ②圏域の介護支援専門員に呼び掛ける自立支援型ケア会議を開催する。	① ②	

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

認知症高齢者が、金銭の管理ができなくなり、金融機関や家族間でトラブルになっている。認知症の人を介護する家族が、認知症の理解が不足しているため、認知症であることを隠し外出させない、否定し続ける、怒ってばかりいるなど不適切な対応をしている。

【地域課題】

- ①認知症の人を介護をする家族が、認知症の理解や認識が不足し、対応力が十分ではない。
- ②認知症の人が、症状が進行してから受診につながる傾向にある。

【地域での対応方針】

- ①地域住民が、認知症の症状や対応方法を学習する機会を設ける。
- ②地域共生社会を目指し、地域住民の見守り意識を高めたり、隣近所と協力する意識作りをする。

【市、関係団体への提言】

- ①高齢者歯科検診などの健診と一緒に認知症検査を受ける仕組み作り。
- ②認知症に対する学習や講習の場を必須として義務付ける取り組み。
- ③成年後見制度やアツブルハート事業、自立支援事業など、既存の制度や事業の簡素化と拡充。
- ④行政のサービスや相談先の明確化。

(様式第1号)

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

職員配置 (R.5.4.1現在)	保健師	2人	予防給付プラン担当	3人	ランチ数
	社会福祉士	1人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	0人	2
	主任ケアマネ	1人			箇所

令和5年度の活動方針(地域課題・目標)

地域の実態

- ・病状の認識と健康増進のための知識が低く、状態が悪化してしまうことが多い。
- ・当事者や関係者以外、認知症(介護)に関心のない人が多い。

地域課題

- ・健康増進の意識を高められるよう、支援者、被支援者ともに成長できる働きかけが必要である。
- ・認知症に対する関心、理解が高まるようにアプローチする必要がある。

目標

- ①介護をする前、される前の段階でフレイル予防や高齢者への支援等の理解が得られるようにする。
- ②地域の方が認知症への興味関心を持てるようにする。

令和5年度目標に対する上半期の取り組みの評価

①②7月に町田地区ふれあいセンターと連携し、地域住民を対象としたフレイル予防、軽度認知障害の講座を開催し、認知症及びフレイル予防への興味関心が高まるよう普及啓発をした。その講話に関して広報ひろさきを活用し高齢者以外の方も周知している。認知症カフェは藤代公民館と連携して開催。藤代公民館の広報誌を活用して周知している。下半期には終活のセミナー、弘前学院大学看護学科の学生と協働して認知症サポーター養成講座の開催を計画している。引き続き若い世代も含めて認知症への関心、理解、フレイル予防の重要性を周知し、介護の総合的な知識普及に努める。

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和5年度計画		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	介護予防日常生活支援総合事業について趣旨を説明し、本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるような支援スームーズな利用をはかる。	都度	介護予防・日常生活支援総合事業を推奨し、希望者には基本チェックリストを実施し該当者には適切、円滑に介護予防サービス支援計画書を作成する。	登録者数: 127名 (9月末時点)	充分な説明をし、ご理解を得た上で意向確認をし一連の流れに沿って実施した。機会を捉えてはセルフケアの重要性が認識できるような説明をした。	引き続き自立支援と重度化防止のため目標を設定し取り組んでいけるよう支援する。特に通所Cのサービスが終了した方には身体機能が維持できるようなフォローアップしていく。今後も総合事業の推奨をはかり、利用者の状態を踏まえた目標に対し、適切なサービスが主体的に利用され、平行してセルフケアとして習慣化されるよう支援していく。

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

項目	令和5年度計画		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	内容	回数	実施内容	回数		
ア	<p>地域・各関係機関との関係づくり、ネットワークづくりに努める。</p> <p>民生委員定例会への参加。 ②公民館や町会など地域行事への参加。 ③圏域内、地域密着型サービスの運営推進会議に参加する。 ④城西二丁目・城西五丁目シルバーハウス生活相談会に参加する。</p>	<p>①定例会各地区年:1回 (藤代・城西・西地区) ②随時 ③地域密着型サービス運営推進会議 計54回 ④城西二丁目・城西五丁目:各2回</p>	<p>①民生委員定例会に参加 ②藤代公民館運営委員会に参加 ③運営推進会議に参加した ④実施されなかった</p>	<p>①定例会 藤代1回 城西1回 西1回 計3回 ②1回 ③13回 ④0回</p>	<p>①民生委員定例会に参加し、包括支援センターの取り組みについて意見交換できた。 ②藤代地区の公民館運営推進会議に出席し、地区住民や関係機関と情報交換ができた。 ③会議に参加することで、地域の意見を確認でき、地域の状況を把握する良い機会となっている。</p>	<p>①参加要請があった際には積極的に定例会へ参加する。 ②公民館や町内主催の行事が開催される際には、可能な限り参加するよう努める。 ③引き続き運営推進会議に参加する。 ④生活相談会参加要請があった際には参加する。</p>
イ	<p>地区住民・民生委員・在宅介護支援センター、その他の関係機関からの情報提供により地域の実態把握に努める。</p> <p>在宅介護支援センターと連携しながら、地区住民やその他の関係機関からの情報提供により実施する。 また必要時安心カードの配布やエンディングノートの活用等も併せて周知する。</p>	<p>①在宅介護支援センター連携年:4回 ②実態把握年間:250件</p>	<p>①定期的に在宅介護支援センターとの連絡会を開催</p>	<p>①連絡会 1回 ②在介護匠匠14件 在介サンプラ 5件 包括108件 総計127件</p>	<p>①定期的に連絡会を開催し情報を共有することで、地域の実態を知る良い機会となっている。 ②実態把握件数は上半期の目標に達している。</p>	<p>①引き続き圏域の在宅介護支援センター、関係機関と連携して取り組んでいく。下半期は11月と2月予定している。 ②引き続き実態把握を推進していく</p>
ウ	<p>総合相談窓口としての役割を周知していく。 多様な相談内容に対して、適宜状況把握を行い、相談内容に即したサービスまたは、各種制度に関する状況提供、適切な機関への紹介を行う。</p>	<p>随時</p>	<p>新規相談や、懸案事項に関して、各専門職の専門性を生かして協議し、情報を共有しながら対応した。</p>	<p>新規 195件 継続 10件 計205件</p>	<p>必要時、職員間で情報共有を行い、適切な機関への紹介ができた。 ①定期的に連絡会を開催し情報を共有することで、地域の実態を知る良い機会となっている。 ②実態把握件数は上半期の目標に達している。</p>	<p>引き続き、職員間で情報共有を行い、相談内容に応じた支援、適切な関係機関への紹介に努める。</p>

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

項目	R5年度計画内容				R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	令和5年度計画	R5年度計画内容	R5年度上半期実績	R5年度上半期実績	回数等	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	民生委員定例会、地域包括支援センター主催の行事、町会等主催の行事、地域密着型サービスの運営推進会議等で成年後見制度の説明を行う。	各関係機関との連携、正しい情報の提供、必要の際の申立の援助を行う。	随時	①相談 ②行事等での周知 ③本人申立 ④市長申立	① 5件 ② 3件 ③ 1件 ④ 2件	①成年後見制度の内容から申立方法まで相談があり対応した。 ②運営推進会議、町会行事等はなかつたが、民生委員定例会では周知することが出来た。 ③④申立支援を行った。	引き続き、必要時の相談対応、申立の支援を行っていく。	
イ 老人福祉施設等への措置の支援	緊急対応が必要な高齢者に対しては市に状況を報告し、協議しながら対応する。	老人福祉施設等への措置が必要な場合は市に報告し実施を求める。	随時	措置対応	0回	措置に至るケースはなかつた。	必要時には市に実施を求める。	
ウ 高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待が疑われる際には速やかにマニュアルに沿って対応する。	養護者による高齢者虐待が疑われる際には市に報告し、協議しながらマニュアルに沿って対応していく。	随時	虐待対応	2件	警察から市に連絡があり、状況確認とといった経緯が2件、状況確認の結果、虐待認定が1件あった。	高齢になる前より夫婦間、親子間での問題がありそれが高齢になることによって顕在化されているケースが多い。高齢になる前に対応する必要があると思われ。精神障害のある子、夫が虐待者となっている。	
エ 困難事例への対応	速やかに事実を確認、関係者間で協議し、対応する。	地域ケア会議等を活用し、個別課題の解決、対応力強化を図る。	随時	困難事例対応	0件	困難事例はなかつた。	困難事例がある場合は地域ケア会議等を活用し解決、対応力の強化を図っていく。	
オ 消費者被害の防止	市民生活センター、青森県消費者センターと連携を図り、予防に努める。	各関係機関との情報共有を行い予防に努める。被害が疑われた場合は速やかに対応する。	随時	①消費者被害の対応 ②消費者被害予防のための周知	① 1件 ② 3回	①訪問買取に関する相談があった。 ②消費者被害予防のための周知を民生委員定例会で行った。	引き続き消費者被害が疑われる際には迅速に対応していく。	

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和5年度計画		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	地域の介護支援専門員が多職種・多機関との連携や協働しやすい体制を構築する。	①合同研修会 年:1回 ②地域ケア会議:6回 (個別4回、推進2回)	①関係機関合同研修会『終活について』 ②地域ケア会議	①0回 ②地域ケア個別会議3回 地域ケア推進会議1回	圏内での関係機関を招集した合同研修会は下半期に開催を予定しており、多機関・多職種での意見交換のできる場を設定。	関係機関合同研修会は年間計画に則り10月開催予定。 地域ケア個別会議は11月、地域ケア推進会議は2月開催を計画。
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	地域の介護支援専門員相互の情報交換が行える場を設定し、介護支援専門員の連携強化を図る。	連絡会 年:5回	介護支援専門員が相互に意見交換が出来る場を設定。	①開催回数 (5月7月9月)	介護支援専門員相互の意見交換の出来る場を設定する事で連携や情報共有が図られている。	年間計画通り開催を予定。 11月・3月
ウ 日常的個別指導・相談	専門的な見地から個別指導や相談対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できるように支援する。	①連絡会 年:5回 ②地域ケア個別会議 年:4回	圏域介護支援専門員を対象とした連絡会を開催。	①開催回数 (5月7月9月) ②地域ケア個別会議3回	介護支援専門員の連絡会や地域ケア会議などを通し、相談しやすい環境を整えることと、日常的に連携が図られている。	年間計画通り開催を予定。 11月・3月
エ 支援困難事例等への指導・助言	支援困難事例を抱える介護支援専門員の不安を軽減し、効果的な支援を行う。	①随時 ②必要時	①相談内容に応じて各専門職の専門性を生かして対応する。 ②各専門職や関係機関と連携のもとに具体的な支援方針を検討し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催する。	①3回 ②3回 ③1回	相談内容に応じて三職種で協議し、各専門職の専門性を生かして課題解決に努めている。	相談内容に応じて三職種の専門性を生かした助言をし、必要に応じて同行訪問等を行い、個別課題解決を行う。

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

項目	5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)				R5年度下半期の計画、取組
	令和5年度計画	R5年度計画内容 実施内容	R5年度上半期実績 実施内容	課題・評価	
ア 関係機関との連携	①認知症患者医療センター、認知症協力医療機関、認知症初期集中支援チームと連携しながら支援を行う。 ②ケアバスや認知症初期集中支援チームを地域住民や関係機関に周知し、連携していく。	①必要に応じて各関係機関と情報を共有して対応する。 ②認知症地域支援推進員連絡会や関連した会議に参加する。	①認知症初期集中支援チームへの相談には至らなかったが、認知症専門医療機関と連携をとりながら、必要時に対応した。 ②認知症地域支援推進員連絡会やキャラバンメイト連絡会に参加。	①認知症専門医療機関と連携をとり支援を行うことが出来た。 早期に対応が必要なケースへは初期集中支援チームと連携をとる必要がある。 ②認知症に関連する会議に参加し、関係機関と連携を図った。	①②引き続き継続して実施する。
イ 認知症の 人や家族 への支援	家族や本人の支援については介護に関する相談や支援を行い、又認知症の人と家族のつどいや認知症について話せる地域の居場所を紹介していく。	①認知症の研修会や、認知症の人と家族のつどい等に参加。 ②認知症カフェを開催する。	①「認知症の人と家族のつどい」に参加した。 ②藤代公民館にて認知症カフェ(事業名:いっぶく茶屋心愛)を開催。 ③相談は随時おこなっている。	①認知症の方を介護する家族や関係者の声を直接きく良い機会となっており、情報交換を行うことが出来た。 ②少人数でゆったり話すことが出来、相談や交流の良い機会となっている。 ③家族からの相談については、可能な限り速やかに対応するよう努めた。	①②③引き続き継続して実施する。
ウ 知識の 普及	①認知症サポーター養成講座を開催し、サポーター増を目指す。 ②地域住民へ認知症についての理解を深めるための情報提供を行う。	①住民や企業・職域団体、学校に対してサポーター養成講座についての案内を行い、受講を働きかけて行く。 ②地域包括支援センター主催の行事や研修会開催などとおして知識の普及を図る。	①広報活動を民生委員定例会や、藤代公民館運営委員会に参加した方へ働きかけた。 ②町田地区ふれあいセンターにて地域住民を対象としてMCIに関する講座を開催し、知識の普及を図った。	①民生委員や地域住民、圏域事業所、大学生などに「認知症サポーター養成講座」参加に向けて働きかけを行ったところ、今年度も12月に大学生を対象に実施予定。 ②町田地区ふれあいセンターと連携し共同開催にて実施。開催に際して広報ひろさきに掲載し、周知している。	①②引き続き、認知症に関する広報活動を行っていく。

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和5年度計画		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
①地域ケア個別会議は定例開催と支援困難事例への対応としての随時開催を行う。 ②地域密着型サービス等の運営推進会議や地域の行事、会合等日頃の活動を通して住民からニーズの把握を行う。	①地域ケア個別会議、地域ケア推進会議を開催する。	①地域ケア個別会議:4回 その他 ②地域ケア推進会議:2回	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議	① 3回 ② 1回	①個別課題解決、地域課題発見のための会議を行った。 ②地域課題抽出を目的とした会議を行った。	①定期的な地域ケア個別会議開催予定(11月)。加えて必要時、地域ケア個別会議を開催する。 ②年間計画に則り地域ケア推進会議を2月開催予定。地域住民のニーズの把握ができるよう地域課題を整理、検討する。

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

- ・高齢者、介護をする家族の生活の意向を達成できるだけの家庭、地域の介護力が足りてない。
- ・高齢者を介護する家族が、介護離職により収入が低下したり、社会とのつながりが希薄になっている。
- ・高齢者が課題を抱える子供の主介護者となり、生活の継続性に困難さがある。
- ・地域住民の介護予防に対する意識が低い。

【地域課題】

年度末で調整して課題を抽出します。

【地域での対応方針】

課題を抽出後に対応方針を検討します。

【市、関係団体への提言】

下半期で整理する。

(様式第1号)

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

職員配置 (R5.4.1現在)	保健師	2人	予防給付プラン担当	4人	プラン手数
	社会福祉士	4人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1人	2
	主任ケアマネ	2人			箇所

令和5年度の活動方針(地域課題・目標)

地域の実態
①孤立した地域住民、回覧板が回らないマンションやアパート世帯は問題が表面化しにくく、支援機関等と繋がらずに重症化してしまう。
②認知症への偏見等がまだあり、より広く地域住民へ認知症への理解促進を図る必要がある。
③医療連携、若年層への支援、社会資源の活用、認知症の方や家族への対応等、多種多様な課題を持つ世帯が増えている。

地域課題

①町内会に属さない等の近隣住民から孤立している高齢者は、認知症予防、介護予防の重要性の情報が届かず、普及啓発が必要となっている。
②より広く地域住民に認知症の理解を促し、専門職や医療へ繋がる機会が必要である。
③医療連携、若年層への支援、社会資源の活用、認知症の方や家族への対応等の様々な課題への対応が求められる。

目標

①孤立した地域住民、回覧板が回らないマンションやアパートに対して認知症予防や介護予防の重要性について啓発するため、広報紙配布を行う。また町内会や高齢者の集い等との連携を図り、介護予防教室等を地域住民へ開くことで、より広く、認知症予防や介護予防について理解促進を図る。
②地域の公民館等を利用して認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)を実施する。
③様々な課題に沿った研修会や他分野関係機関との意見交換を行い、より良い連携と対応力向上を図る。

令和5年度目標に対する上半期の取り組みの評価

①孤立化した地域住民、情報が届きにくいマンション11カ所へ広報紙配布を行い、5件の問い合わせがあった。認知症についての問い合わせが多く、中には認知症が進行しゴミ屋敷となり、早急に支援が必要なケースもあった。目的である情報が届かない住民へ周知でき、支援に繋げることができた。圏域内には多くのマンションがあるので、今後も継続して行うことで、より効果的に普及啓発ができると考えている。

認知症予防や介護予防について理解促進を図るため介護予防教室等を上半期は1回開催している。16名の地域住民の参加があり、熱心に体力測定に取り組み、自身の歩行能力について知る機会となった。また、フレイルやロコモ等、予防の大切さを伝え、自宅でもできる簡単な体操を紹介し、関心を持ってもらった。今後も継続して実施するために、実施方法については検討していく必要がある。

②認知症への偏見をなくし、地域住民へ認知症の理解促進を図るため、現在弘前学院大学で行っている認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)をより圏域内の地域住民へ実施することとし、上半期は地域の公民館や集会所で行うことを弘前学院大学ボランティアサークルの学生と計画した。下半期には1回実施予定とし、より多くの地域住民に対して認知症についての理解促進を図ることとしている。

③様々な課題に対する対応力の向上を図るために障害福祉サービスについて障害者生活支援センターの精神保健福祉士を講師として研修会をオンラインで実施。利用者支援やマネジメントに活かせる、より実践的な知識習得の機会となった。また、他機関との連携強化を目指し、各医療機関との連携について、医療機関と介護支援専門員双方の立場から意見交換することによって連携をとる上での課題等を知る機会となり、それを踏まえ今後の連携に活かせる内容となった。

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和5年度計画		R5年度上半期実績		課題・評価		R5年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	事業対象者数		
基本 チャェックリスト該当者に係るケアマネジメント	総合事業のスムーズな利用に向けた支援を行う。 制度の説明、基本チャェックリストを実施、地域の社会資源を含む情報を提供し、マネジメントをすすめる。	2週間以内	制度の説明、基本チャェックリストを実施、該当者には、意向を確認しケアマネジメントを行った。	254名	認知症等により医療機関への受診拒否等で、介護保険申請ができていない事業対象者として対応するケースもある。マネジメントや最低限のサービス調整となり、支援が難しい場合がある。	アセスメント、スクリーニングを丁寧に行い、自立支援も視野に入れないが、多様なサービスの情報提供を行い対応する。関係性を築きながら、適切なサービスや支援に繋げていく。	

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	令和5年度計画		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	<p>①関係機関、住民組織と連携しやすい関係作りを行う。</p> <p>②介護予防についての知識を広げ、地域高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを実施する。</p>	<p>①年4回以上</p> <p>②ア、随時</p> <p>イ、1回</p>	<p>①文京地区、三大地区の民児協定例会へ参加。</p> <p>②ア、5月に住民主体の集まりへ参加しリーフレットにて介護予防について啓発。</p> <p>イ、6月に住民主体の集まりの場にて介護予防教室を開催。内容は歩行に注目し、ミニ講話や体力測定を通して介護予防について関心を持ってもらえよう実施。</p>	<p>①2回</p> <p>②ア、1回</p> <p>イ、1回</p>	<p>①各地域の相談件数や内容等の特徴について情報提供。元気な方の介護予防や8050世帯の対応等について問い合わせあり、情報共有、連携強化を図ることができた。</p> <p>②ア、集まりへ参加し、介護予防について質問を受ける等、啓発できている。</p> <p>イ、16名の地域住民の参加があり、熱心に体力測定に取り組み、自身の歩行能力について知る機会となった。また、フレイルやロコモ等、予防の大切さを伝え、自宅でもできる簡単な体操を紹介し、関心を持ってもらっている。</p>	<p>①10月は三大地区、11月は一大地区の民児協定例会へ参加予定。第2層生活支援コーナーターナーへも声掛けし、居場所等の情報共有を行いながら、広報を行っている。</p> <p>②ア、イ、下半期も地域住民の集まりへ参加、資料等で啓発をしていく。</p>
イ 実態把握	<p>高齢者の孤立・孤独死防止、重度化防止、支援を要する高齢者の早期発見・早期対応を行う。</p>	年間150件	<p>相談受付やこれまで対応した方に継続的に対応。</p>	<p>118件</p> <p>うち独居65件</p>	<p>約半数が独居世帯。サービスマン拒否等から、頻回な見守り訪問が必要となる方の支援が多く、時間を要している。必要時に早く、時間を要するよう関係構築を目指しながら実態把握を行う必要がある。</p>	<p>速やかに訪問し実態把握を行い、適切にアセスメントを行い、必要に応じて早期対応を行う。</p>
ウ 総合相談	<p>①的確な状況把握を行い、相談内容に応じた情報提供や関係機関の紹介を行う。</p> <p>②地域の関係機関、市営住宅、マンション、金融機関、郵便局、医療機関などに広報活動を行い、認知症高齢者や要支援者の早期発見や虐待防止を図るため、相談しやすい窓口をめざす。</p>	<p>①随時</p> <p>②ア・年4回</p> <p>イ・年1回</p> <p>ウ・年11回</p> <p>エ・年30カ所</p>	<p>①訪問等での確にアセスメントし、適切な関係機関や支援へ繋げている。</p> <p>②ア、各地区民児協定例会にて民生委員へ配付。</p> <p>イ、高齢者支援ネットワーク会議にて地域の各代表者から意見をもらい作成したセンターの広報紙を配布予定としている。</p> <p>ウ、4月、5月に11カ所所のマンション440世帯へ広報紙を配布。</p> <p>エ、5月に圏域内の金融機関、医療機関等27カ所へ配付、設置。</p>	<p>①随時</p> <p>②ア、2回</p> <p>イ、0回</p> <p>ウ、1回</p> <p>エ、1回</p>	<p>①より相談しやすい窓口として、適切な対応を重ねていく必要がある。</p> <p>②ア、民生委員からの相談に繋がっている。</p> <p>イ、上半期は実施せず、下半期に町内会回覧板にて広報紙を回覧予定。</p> <p>ウ、マンション住民から5件相談あり、認知症に関する相談が多く、中には認知症が進行しコミ屋敷、包括介入開始となる方もいた。目的である情報が届かない住民へ周知でき、支援に繋げることができた。</p> <p>エ、金融機関へは継続して広報活動したため、定期的に相談がある。中には包括の訪問拒否をしていた方で、金融機関の相談で間に入り、訪問、実態把握できたケースもあり、今後も効果が期待できる。</p>	<p>下半期は昨年度も実施した町内会への広報紙配布を実施予定。継続的な広報活動を行うことで、地域に根差したセンターを目指す。</p>

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の4第2項第2号)

項目	令和5年度計画		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	①成年後見制度の広報活動を行い、制度の普及啓発を図る。 ②成年後見制度の活用が必要な場合は、相談、申立てにつなげるよう支援する。	①年4回 ②随時	①文京、三大地区の民児協定例会で広報活動。 ②困難ケースからの制度利用については弘前圏域権利擁護支援センターと連携。	①2回 ②相談6件 申立支援4件、支援中4件	①ケアマネや医療機関から、施設入居や制度利用検討に伴い相談となるケースが多い。また元気で判断ができるうちに制度について知りたいと相談となるケースもあり、制度の普及啓発が図られている。 ②困難事例や在宅高齢者の場合は、関係機関と連携、引継ぎも関係者間での情報共有や役割分担等を行っている。	①10月二大地区、11月一大地区の民児協定例会、認知症カフェ等で制度の普及啓発を図る。 ②引き続き関係機関と連携を図り、より適切な制度利用を重ねることで制度の普及に繋げていく。
イ 老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合には、弘前市の関係部署と連携を図り、対応する。	随時	措置はなかつたが、分離は必要と通報当日に緊急的に温清園ジョーティストイ利用、他、警察介入し、親族宅へ分離したケースがあった。	0件	認知症の対応が難しく、養護者が感情的になり虐待に至るケースは、緊急性が高く、分離が必要になる傾向がある。今後速やかに緊急性の判断、分離措置ができるように各関係機関との連携が必要。	速やかに実態把握に努め、緊急性があり、分離措置を要するケースが発生した場合においては、関係機関や弘前市の関係部署と連携して対応する。
ウ 高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待に係る通報等を受けた後は、速やかに対応する。また高齢者虐待防止の周知を図る。	①②随時 ③年4回	①虐待疑いで通報13件。通報は警察から7件、本人家族から4件、事業所等が2件。うち虐待有りとされたのが8件。 ②実施はなかつた。 ③文京地区、三大地区の民児協定例会にて啓発。	①随時 ②0回 ③2回	①身体的が8件、うち1件が心理的と重複している。虐待の件数が増加、養護者が精神疾患等の疑いがあり、養護者支援も必要となり長期的な関わりが必要。また訪問拒否が強い等、事実確認が難しいケースもあり、対応に苦慮した。 ②緊急度や分離等の支援方針の検討が必要な場合等で開催していく。 ③心配な世帯があれば、早い段階から相談して欲しいと声がけ、日ごとの相談等に繋がっている。	①虐待対応マニュアルに基づき関係機関と連携を図り対応する。分離措置は関係機関と事前に協議対応する。 ②緊急度や支援方針に係る重要な判断ができるよう必要に応じて虐待対応ケース会議を開催する。 ③10月二大、11月一大民児協定で実施予定。
エ 困難事例への対応	事実確認後、課題を把握し、援助の方向性(支援策)を関係者間で協議する。	随時	虐待最終後、包括介入や再発防止等を目的に関係機関と情報共有、今図るための会議を開催している。	2件	虐待最終後も、困難事例として継続的な介入が必要なケースがある。虐待再発防止の目的や関係機関との連携を図るために、会議開催。その他、セルフネグレクト疑いのケースが多く、包括だけでの対応となるため、関係機関との連携が必要。	対応困難ケースで、関係機関との連携が必要であれば、ケース会議を開催し、対応方針、支援機関との連携を図るようしていくこととする。
オ 消費者被害の防止	弘前市市民生活センターと連携を図り、電話や窓口にて消費者被害に関する情報を把握し、民生委員、介護支援専門員、在宅介護支援センター、ホームヘルパーなどへ情報提供を行う。	年4回	文京、三大地区民児協定例会、5月上松原地区の集い、7月認知症カフェ(事業名:「橙燐力フェ」)にて予防啓発を行っている。	4回	民児協定例会の他、高齢者の集会での情報提供ができた。	10月二大、11月一大民児協定例会(事業名:「橙燐力フェ」)、実施予定。高齢者の集会等に参加できた場合は、情報提供、予防啓発を行っていく。

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

項目	令和5年度計画		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数	実施内容	回数		
4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)						
ア 包括的・継続的ケア体制の構築	<p>① 圏域の介護支援専門員が関係機関とスムーズな連携が出来るよう支援する。</p>	年2回	<p>① 障害福祉サービスについて障害者生活支援センターの精神保健福祉士を講師として研修会をオンラインで実施。</p>	1回	<p>講師より障害福祉サービスについての説明を受ける事で、マネジメントに活かせる、より実践的な知識習得の機会となった。</p>	<p>12月に精神保健福祉士を講師として、アデイクションについてオンラインで実施予定。</p>
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	<p>① 介護支援専門員及び主任介護支援専門員の人数を把握する。</p> <p>② 地域課題や介護支援専門員からの要望に基づき『医療連携』『生活福祉課』との意見交換を企画・実施する。</p>	<p>① 上半期1回</p> <p>② 年2回</p>	<p>① 圏域介護支援専門員34名(うち主任介護支援専門員18名)</p> <p>② 市内医療機関3カ所と意見交換会を実施。</p>	<p>① 1回</p> <p>② 1回</p>	<p>① 介護支援専門員及び主任介護支援専門員の人数を把握することと地域課題の整理や会議への参加等、協力を得ることが出来る。</p> <p>② 各医療機関との連携について、医療機関と介護支援専門員双方の立場から意見交換することと連携をとる上での課題等を知られる機会となり、それを踏まえて今後の連携に活かせる内容となった。</p>	<p>① 上半期同様、連携しながら地域の活動に活かしていく。</p> <p>② 1月に生活福祉課との意見交換実施予定。</p>
ウ 日常的個別指導・相談	<p>地域ケア個別会議を活用し、個別支援の中で、気づきや学びが得られるよう支援する。</p>	年6回	<p>自立支援に向けた定期開催を行うことが出来た。</p>	定期3回	<p>地域ケア個別会議を通して職種からの多角的な視点での助言を得たり、汎用性の高い支援方法を学ぶことが出来たと思われ。</p>	<p>定期開催のほか、介護支援専門員から依頼があれば必要に応じて随時、開催を実施していく。</p>
エ 支援困難事例等への指導・助言	<p>介護支援専門員への効果的な支援を行う。</p>	① ② 随時	<p>① 同行訪問、関係機関とのネットワークを活かし、具体的な支援方針を検討、後方支援を実施する。</p> <p>② 困難事例については、地域ケア個別会議の活用を提案、実施する。</p>	<p>① 随時対応</p> <p>② 0件</p>	<p>① ケースの状況に応じて、後方支援の方法を検討している。介護支援専門員と包括と役割分担をしながら支援することが出来る。</p> <p>② 随時対応していく。</p>	<p>① ケースの状況に応じ、同行訪問等の支援をしていく。</p> <p>② 必要時、介護支援専門員が多角的な視点での支援が出来るよう地域ケア個別会議を提案、実施する。</p>

令和 5 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和 5 年度計画		R 5 年度計画内容		R 5 年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	<p>①認知症地域支援推進員として、地域の関係機関、認知症患者医療センターと連携・ネットワーク作りを行う。</p> <p>②認知症初期集中支援チームと連携する。</p>	<p>①年4回</p> <p>②随時</p>	<p>①認知症施策、ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ(事業名:『橙燦カフエ』)等について広報する。</p> <p>②必要時、チームに支援を相談。訪問支援対象者について、課題を整理し、情報共有、支援協力をする。</p>	<p>①年4回</p> <p>②随時</p>	<p>①文京、三大地区民児協定例会、認知症カフェ(事業名:『橙燦カフエ』)ではケアパス、認知症初期集中支援チーム等の広報を実施。</p> <p>②初期集中支援チームへ相談したケースは無かったが、必要があれば情報共有し介入が必要か検討依頼していく。</p>	<p>①3回</p>	<p>①民児協定例会にて広報、民生委員から認知症の方への支援等の相談に繋がっている。また支援の中では医療機関や金融機関、警察等の関係機関と連携を図るケースも多い。</p> <p>②必要時は、初期集中支援チームへ相談し認知症の方や家族への関わり方を検討していく。</p>	<p>①今後も認知症施策の周知広報をしながら、関係機関との連携を図っていく。</p> <p>②必要時積極的に相談しながら、連携を図っていく。</p>
イ	<p>①認知症の人やその家族、地域住民が集い、学びや情報交換できる場を提供する。</p>	<p>①ア、弘前学院大学にて認知症カフェ(事業名:『橙燦カフエ』)を定期開催する。</p> <p>イ、認知症カフェの振り返り・評価を実施する。</p> <p>ウ、より広く地域住民に認知症を正しく理解してもらうために、公民館等を利用して認知症カフェを開催する。</p>	<p>①ア、7月に認知症カフェ(事業名:『橙燦カフエ』)を開催し、地域住民14名、専門職3名、学生ボランティアサークル12名が参加。</p> <p>イ、ボランティアサークルの学生や認知症患者医療センター職員と振り返りを実施。</p> <p>ウ、下半期の開催に向けて、関係機関と調整中。</p>	<p>①ア、1回</p> <p>イ、1回</p> <p>ウ、0回</p>	<p>①ア、認知症について興味を持つ地域高齢者と介護者、学生ボランティアと一緒に専門職の話を聞き、より広い世代でそれぞれの意見を聞きながら交流する場となっている。また相対する場も設けたこと。認知症介護者等が認知症疾患医療センター職員へ直接相談し、専門医へ繋がった方もいた。</p> <p>イ、振り返りを行い、今後の開催に活かすことで、効果的な開催を目指している。</p> <p>ウ、下半期に上松原町会で実施予定。</p>	<p>①ア、イ、下半期の11月の認知症カフェ(事業名:『橙燦カフエ』)では、カフェの提供や中高生調理部の参加などを予定しており、地域住民が認知症についての学びを深め、より多世代での交流を図ることとしている。</p> <p>ウ、学生ボランティアサークルと協働で、地域住民主体の集まりの場での出張型の認知症カフェを開催する予定。</p>		
ウ	<p>①認知症サポーター養成講座等について、広報、開催の働きかけを実施。要請に応じて計画・実施する。</p> <p>②若い世代に認知症の理解を広げ、地域の高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを企画・実施する。</p>	<p>①認知症サポーター養成講座を開催する。</p> <p>②ア、圏域内教育機関へ認知症サポーター養成講座等の広報、周知を行う。</p> <p>イ、学生と認知症カフェ(事業名:『橙燦カフエ』)の企画運営等を協働で実施する。</p>	<p>①認知症カフェ(事業名:『橙燦カフエ』)へ参加する弘前学院大学の学生。毎年実施している弘前実業高校学生に実施。</p> <p>②ア、上半期は未実施。認知症カフェ(事業名:『橙燦カフエ』)にて学生と企画運営等を協働で実施。</p>	<p>①ア、2回</p> <p>イ、学院大22人、実業高校20人、計42人</p> <p>②ア、0回</p> <p>イ、2回</p>	<p>①ア、若い世代へ認知症サポーター養成講座を実施し、認知症について正しく知り、認知症カフェや生活の中で関わり方について自信を持ってもらうきっかけとなった。</p> <p>②ア、下半期に実施予定。</p> <p>イ、ボランティアサークル学生から振り返りを活かした認知症カフェ会場の改善点や学生主体の認知症カフェの企画など、積極的な提案があった。</p>	<p>①ア、イ、地域住民からの要望があれば、認知症サポーター養成講座を開催していく。</p> <p>②ア、下半期で実施予定。</p> <p>イ、下半期も地域の高齢者と若い世代が関わりを持つことができる場として、認知症カフェ(事業名:『橙燦カフエ』)を実施していく。</p>		

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和5年度計画		R5年度計画内容		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定。個別支援と地域課題の抽出を図る。 ②地域ケア推進会議は、目的別に関係者を招集し実施する。 ③地域住民、民生委員等関係組織に会議参加の呼びかけを行う。 ④積極的に自立支援に向けたケースの検討を促す。	①年6回 ②年5回 ③随時 ④年6回	①定期開催実施 ②7月認知症カフェ(事業名:「燈燦カフェ」)に伴い、その効果的な運営について関係機関と話し合う。 ③会議の召集の際に地域ケア会議の主旨や目的を示した運営方針を示す他口頭でも説明している。また民生協定例会にて趣旨説明、参加協力等を依頼。 ④事例提供の際に、自立支援に向けた検討をお願いし実施した。	①定期3回 ②1回 ③随時 ④随時	①医療機関やサービス事業所参加の協力も得られ、地域課題の整理にも繋がっている。 ②今後の認知症カフェ(事業名:「燈燦カフェ」)の運営について話し合い、より参加しやすい環境や内容、地域住民へ正しく認知症を理解し目をなくすように検討した。 ③④今後も継続的に周知依頼をしていく。	R5年度下半期の計画、取組 ①計画通りに実施、随時開催も積極的に開催していく。 ②下半期で地域課題を検討する会議、ネットワーク構築を目的とした会議を実施予定。 ③④上半期同様実施していく。		

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

地域課題の整理、取り組みについて現時点で取りまとめ中。

【地域課題】

地域課題の整理、取り組みについて現時点で取りまとめ中。

【地域での対応方針】

地域課題の整理、取り組みについて現時点で取りまとめ中。

【市、関係団体への提言】

地域課題の整理、取り組みについて現時点で取りまとめ中。

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

職員配置 (R5.4.1現在)	保健師 3人 社会福祉士 2人 主任ケアマネ 1人	予防給付プラン担当	1人	ランチ数	2箇所
		その他(センターの他職種業務以外のもの)	2人		

令和5年度の活動方針(地域課題・目標)

地域の実態

- ①外出の機会や意欲が減少し自宅に閉じこもりになっている高齢者が多い。
- ②介護予防、フレイル予防への関心が低い。
- ③一人暮らし世帯や老々介護世帯等、高齢者の生活課題が複雑化している。

地域課題

- ①自宅に閉じこもりとなることで心身機能低下や社会からの孤立をきたす悪循環が懸念されることから高齢者の社会参加、活動を支援する必要がある。
- ②特定健診の未受診や認知症の疑わしい方の専門医の未受診、高齢者自身が栄養面や健康状態を把握していない等、介護予防やフレイルに対する関心が低いことから、知識や対応について普及啓発が必要である。

目標

- ①総合事業の周知、普及啓発を行い活用を促す。
- ②関係機関、多職種協力を得て地域で住民を対象とした認知症介護者教室や座談会、高齢者ふれあいの居場所を開催し介護予防を推進する。

令和5年度目標に対する上半期の取り組みの評価

①総合事業の広報活動を行い、併せて東部地域包括支援センターの役割、事業について理解が得られるよう訪問し周知、広報活動を行った。広報先は圏域内の民生委員・児童委員協議会、医療機関、薬局、介護保険事業所、金融機関、郵便局、交番、コンビニエンスストア、ドラッグストア、スーパーマーケット、高齢者施設、地域集会所、理容室、温泉施設等計237箇所。また出前講座や地域の集会所等で開催する事業において随時地域住民に対し行った。初めて広報した先から「大きく見やすいものであれば掲示しやすい」という意見を再配布し掲示していただくことができた。また、地域住民に対し総合事業の説明を行った際、「利用までの手続きがわかりにくい」との声があがった。センターの役割と併せて事業の利用手続きを伝えることで具体的な活用のイメージを掴んでいただくことができた。

②地域の集会所等で地域住民の参加を得て認知症介護者教室、座談会等を開催。認知症についての理解や介護予防の重要性等について情報提供を行い、参加者と意見交換を行った。参加者から近隣等や治療についての不安や偏見を見直す機会となった。精神保健福祉士を招いて講座を開催し認知症状況や治療について不安や偏見を見直す機会となった。

①②地域ケア推進会議を開催し、地域課題及び今年度上半期の取り組みを報告。下半期の活動に向けて参加者から提案・助言をいただいた。会議終了後センター内で下半期の取り組みについて再度協議し、その結果を参加者へ報告、同意を得た。圏域の医療・福祉の専門職、地域の支援者と地域課題を共有し取り組みむことができた。

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和5年度計画		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チエックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	介護予防日常生活支援総合事業の普及啓発を図る。基本チエックリスト該当者には本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるような支援する。 ②希望者には基本チエックリストを実施し該当者には適切な支援を行う。	①50ヶ所以上1回 ②随時	①必要な方が総合事業を利用できる様に、圏域内の様々な場所で総合事業の周知をする。 ②希望者には基本チエックリストを実施し該当者には適切な支援を行う。	①237ヶ所 ②随時 114件(9月末時点)	①②顔のみえる関係性を重視し、訪問し広報活動を行った。希望者には総合事業について十分理解いただき適切に対応できた。	継続。

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)		R5年度上半期実績		R5年度下半期の計画、取組			
項目	令和5年度計画	R5年度計画内容	R5年度上半期実績	課題・評価	R5年度下半期の計画、取組		
ア	<p>地域の関係機関、住民組織と連携し地域の社会資源の活用、開発、ネットワークの構築を図る。</p> <p>地域におけるネットワーク構築</p>	<p>①民生委員・児童委員定例会へ参加する。</p> <p>②高齢者ふれあいの居場所を開催する。</p> <p>③関係機関と共に既存の住民主体の活動に参加する。</p>	<p>①豊田地区、東地区、堀越地区、石川地区に年1回</p> <p>②年12回</p> <p>③年3回</p>	<p>①圏域内の民生委員・児童委員協議会定例会に参加。</p> <p>②高齢者ふれあいの居場所を開催。</p> <p>③2か所に出前講座を実施。</p>	<p>①4箇所各1回参加。</p> <p>②10回開催。参加者延べ179名。</p> <p>③2回。計36名参加。</p>	<p>①定例会に参加し広報活動、意見交換を行った。相互理解と連携強化を図った。</p> <p>②地域住民に介護予防に資する学び、楽しみの場を提供。意見交換により地域の実態理解につなげた。</p> <p>③介護予防等についての情報提供を行う。地域包括支援センターの広報活動にもつながった。</p>	<p>①連携強化の為、各民生委員・児童委員協議会会長と検討中。</p> <p>②下半期も継続して開催。</p> <p>③継続して講座の開催を呼びかけ、希望に応じて開催する。</p>
イ	<p>支援を要する高齢者の早期発見・介入に向け、ネットワークの構築を図る。</p> <p>実態把握</p>	<p>①圏域内の関係機関に実態把握の説明を行い、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。</p> <p>②相談受け付け後速やかに実態把握を実施する。</p>	<p>①50ヶ所以上に年1回</p> <p>②年150件</p>	<p>①広報活動の中で実態把握業務について説明、理解を得て協力を依頼した。</p> <p>②相談受け付け後速やかに実施。</p>	<p>①地域包括支援センターの役割と活用について理解を得た。</p> <p>②速やかに訪問し実態把握を実施。支援を開始した。</p>	<p>①②継続。</p>	
ウ	<p>地域包括支援センターの広報活動を行い、住民、地域のネットワーク等に対して地域包括支援センターの周知を図る。</p> <p>総合相談</p>	<p>圏域内の関係機関に地域包括支援センターの事業を説明し、パンフレットの設置を依頼する。気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。</p>	<p>50ヶ所以上に年1回</p>	<p>広報活動の中で総合相談業務について説明、理解を得て協力を依頼した。</p>	<p>・広報先は237ヶ所。</p> <p>・相談件数は306件(9月末時点)。</p>	<p>地域包括支援センターの役割と活用について理解を得た。</p> <p>継続。</p>	

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

項目	令和5年度計画		R5年度計画内容		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	内容及実施内容	回数等	内容及実施内容	回数等	内容及実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	制度の普及啓発を行い、医療と福祉関係者を対象とした研修会を開催し理解を深める。	①50ヶ所以上 ②1回 ③随時	①関係機関に制度の周知を図る。 ②医療と福祉関係者を対象に研修会を開催して制度の理解を深める。また活用促進を図る。 ③制度の利用が必要な事例に対しては、申し立ての支援をする。	①50ヶ所以上 ②1回 ③随時	①広報活動の中で成年後見制度について、また地域包括支援センターの役割について説明。 ②上半期未実施。 ③相談対応実施。1件申立支援。	①237ヶ所 ②0回 ③1件。	①成年後見制度の広報活動と併せて地域包括支援センターの申立支援について説明、理解を得た。 ②下半期開催に向け準備を進めている。 ③相談内容に応じ、他の支援策が適当な場合を除き申立支援を行った。	①③継続。 ②下半期開催予定。
イ 老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合、市の関係部署と協議、連携し対応する。	①50ヶ所以上 ②随時	①関係機関に地域包括支援センターの周知を行い、気になる高齢者を把握した際の協力を依頼する。 ②関係部署と連携を図りながら対応する。	①50ヶ所以上 ②随時	①広報活動の中で権利擁護と地域包括支援センターの役割について説明。 ②未実施。	①237ヶ所 ②0件。	①権利擁護と地域包括支援センターの役割について広報活動を行った。 ②措置を要するケースがなかった。 ③必要に応じて関係部署と連携し対応する。	継続。
ウ 高齢者虐待への対応	高齢者虐待防止の周知を図る。	①50ヶ所以上 ②随時	①関係機関に地域包括支援センターの周知を行い、気になる高齢者を把握した際の協力を依頼する。 ②高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応をする。	①50ヶ所以上 ②随時	①広報活動の中で権利擁護について地域包括支援センターの役割について説明。 ②虐待相談は3件。内虐待の認定受けたケースは0件。	①237ヶ所 ②3件。	①権利擁護と地域包括支援センターの役割について広報活動を行った。 ②相談受け付け後速やかに訪問し本人、虐待疑いの養護者と面談している。マニュアルに沿って市と協議の上対応した。	継続。
エ 困難事例への対応	課題の困難性を明らかにし、センター内外の専門職、関係機関と相互に連携し対応する。	随時	地域ケア会議を活用し個別課題の解決と対応力の強化を図る。	随時	センター内外の専門職、関係機関と連携し対応した。地域ケア個別会議を開催した。	2回、計4事例。	相談受け付け後、センター内外の専門職、関係機関の協力を得て対応した。また、地域ケア個別会議を開催し、相談者の課題解決を支援している。	継続。
オ 消費者被害の防止	最新の動向を把握し関係機関へ情報提供することで消費者被害の防止に努める。	①50ヶ所以上 ③随時	①市民生活センターから最新の情報を得て、関係機関へ情報提供する。 ②消費者被害に関する相談には、市民生活センターと連携して対応する。	①50ヶ所以上 ③随時	①年度当初に市民生活センターから情報提供を得る。広報活動の中で消費者被害及び市民生活センターについて情報提供を行っている。 ②該当ケースなし。	①237ヶ所 ②0件。	①消費者被害及び市民生活センターについて情報提供を行った。 ②相談受け付け後、市民生活センターと連携し速やかに対応していく。	継続。

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和5年度計画		R5年度計画内容		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 包括的・継続的ケア体制の構築	介護支援専門員に必要な関係機関との連携体制を構築し円滑な活用を支援する。	①9月まで ②ア年5回 ③イ年1回	①圏域内の介護支援専門員を把握する。 ②ア介護支援専門員連絡会を中心となって研修会を開催する。 ③イ多職種他機関との意見交換会を開催する。	①把握済み。 ②ア1回 ③イ10回	①年度当初に圏域内の居宅介護支援事業所に確認し把握している。 ②ア居宅介護支援事業所をグループ分けし、各グループ毎に行う研修の話し合いの場を設け、研修を実施している。 ③イ下半期に開催を計画している。	①年度当初に圏域内の居宅介護支援事業所に確認し把握している。 ②ア居宅介護支援事業所をグループ分けし、各グループ毎に行う研修の話し合いの場を設け、研修を実施している。 ③イ下半期に開催を計画している。	①随時把握に努めていく。 ②ア下半期も残りグループの研修会開催を計画していく。 ③イ下半期開催に向け準備を行うっていく。	
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	①介護支援専門員のネットワークを活用して、地域ケア会議を開催する。 ②地域住民に対して介護予防・自立支援に関する知識の普及啓発活動を行う。	①年4回 ②ア年4回 ③イ年4回	①介護支援専門員に地域ケア会議の内容について説明する。 ②ア認知症介護者教室を開催する。 ③イ座談会を開催する。	①4回。 ②ア2回。 ③イ2回。	①圏域内の居宅介護支援事業所を招集し連絡会を開催。情報交換、意見交換の機会となっている。またそのネットワークを活用し地域ケア個別会議を開催している。 ②ア地域の集会所2か所で認知症介護者教室を開催。 ③イ地域の集会所2か所で座談会を開催。 ④アイ地域住民に対し介護予防・自立支援に関する知識の普及啓発活動を実施している。	①圏域内の居宅介護支援事業所を招集し連絡会を開催。情報交換、意見交換の機会となっている。またそのネットワークを活用し地域ケア個別会議を開催している。 ②ア地域の集会所2か所で認知症介護者教室を開催。 ③イ地域の集会所2か所で座談会を開催。 ④アイ地域住民に対し介護予防・自立支援に関する知識の普及啓発活動を実施している。	下半期も開催を計画しており、準備をすすめていく。	
ウ 日常的個別指導・相談	専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様に支援する。	①5月まで ②随時	①担当者を書面で通知する。 ②介護支援専門員からの相談に応じて個別指導を行う。	①通知済み。 ②19件(9月末時点)。	①介護支援専門員に対し書面で通知することで相談窓口を明らかになっている。また連絡会において地域包括支援センターの相談窓口の役割について説明している。 ②相談に応じて適切に個別指導を実施。	①必要に応じて随時行う。 ②継続。		
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係機関と連携して支援する。	随時	各専門機関や関係機関と連携して課題を整理し、具体的な支援方針を検討する。また、必要に応じて地域ケア会議を開催して、個別課題の解決と対応力の強化を図る。	随時	相談を受け付け、個別指導を行っている。必要に応じて地域ケア個別会議を行うこととしているが、上半期は未実施。	介護支援専門員の相談に応じ、必要があれば同行し課題解決に向け支援を行っている。	継続。	

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

項目	令和5年度計画	R5年度計画内容		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数	実施内容	回数		
ア 関係機関との連携	地域や関係機関と連携を図り認知症高齢者やその家族の支援を行う。	関係機関に認知症ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症力フェ、認知症サポーター養成講座、認知症介護者教室の説明をする。	50ヶ所以上に年1回	広報活動の中で情報提供を行っている。	237ヶ所。	訪問し事業について十分に理解いただいた。また、地域包括支援センターの役割と活用について理解を得た。	関係機関と連携を取りながら支援を継続する。
イ 認知症の人や家族への支援	認知症について情報交換や相談ができる他、学びの場となる企画を開催する。	①認知症カフェを開催する。 ②認知症介護者教室を開催する。	①年4回 ②年4回	①センター内及び地域の集会所等で認知症カフェを開催した。 ②地域の集会所等で認知症介護者教室を開催した。	①5回。 ②2回。	①今年度から月1回計画し開催している。参加機会を増やすことができたが地域資源として定着させていきたい。 ②認知症、介護予防等について地域住民に理解を得ることができた。意見交換や地域の実態を知る機会となった。	①継続して開催する。 ②下半期も開催を計画しており、準備をすすめていく。
ウ 知識の普及	認知症サポーター養成講座の普及啓発活動を行い、講座を開催する。	①認知症サポーター養成講座を周知する。 ②認知症サポーター養成講座を開催する。	①50ヶ所以上に年1回 ②3回開催。90名養成。	①広報活動の中で認知症サポーター養成講座について説明し、開催を呼びかけた。 ②認知症サポーター養成講座を開催した。	①237ヶ所。 ②2回。計51名養成。	①訪問し事業について十分に理解いただいた。説明した。 ②大学、一般企業の2か所で開催した。大学からは例年開催依頼をいただいていた。若年層に普及啓発活動できる機会となっている。	希望に応じて講座を開催していく。

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和5年度計画		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	多職種他機関の参加を得て地域ケア個別会議を開催し介護支援専門員の個別事例解決を図る。また同様に地域ケア推進会議を開催し地域課題の抽出と共有を図り、地域包括ケアシステムの構築を推進する。	①年3回 ②年3回	①上半期4回開催。 ②上半期1回開催。	①4回開催。 ②1回開催	①相談者と面談し地域ケア個別会議を開催している。課題を整理し他職種他機関の支援者の参加を得て開催。相談者の課題解決策を検討している。 ②前年度地域ケア推進会議において地域課題を検討したメンバーを再招集し、今年度の取り組みを報告。下半期の活動に向けて提案・助言をいただいた。	①計画通りに実施していく。また随時開催も必要に応じて検討していく。 ②いただいた提案・助言を下半期の地域ケア推進会議において地域課題の把握と抽出、解決策の検討に努める。

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】 年度を通して地域の実態把握に努めたい。下半期で整理する。
【地域課題】 下半期の地域ケア推進会議において地域住民の代表者、多職種他機関の専門職を招集し、地域課題を抽出、整理したい。
【地域での対応方針】 下半期の地域ケア推進会議で抽出された地域課題に対し、参加者と地域で取り組むことを検討していく。
【市、関係団体への提言】 年度を通して課題を整理し対応策を検討したい。下半期で整理し提言させていただきたい。

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

職員配置 (R5.4.1現在)	保健師	1人	予防給付プラン担当	1人	プランチ数
	社会福祉士	2人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1人	2
	主任ケアマネ	1人			箇所

令和5年度の活動方針(地域課題・目標)

地域の実態

①認知症という言葉は周知されつつあるが、実際に家族へ問題がでて受入れできず、早期診断に繋がらない。
 ②大雨の際、避難情報、緊急性など状況把握できず、防災無線も雨の音で聞き取れず、避難行動出来なかった地域住民が多い。
 ③精神疾患や知的障害など複合的な課題を持つ世帯の相談が増えている。
 ④安心カードが周知されていない。

地域課題

①家族が認知症について理解できないことで、早期発見・診断に結びつかず、重症化している。
 ②関係機関が、災害時の避難の仕方や安否確認等の対応について分らないことが多い。
 ③複合的な課題を持つ世帯が、相談窓口を知らないことが多く、適切な相談窓口へつながるような仕組みが必要である。
 ④安心カードが周知されていないことにより、救急搬送時、民生委員や町会長が救急車への同乗を求められることにつながっている。

目標

①認知症サポーター養成講座の広報を強化する。また、認知症の早期発見、早期診断につながる方策を話し合うため地域ケア推進会議を開催する。
 ②関係機関対象に研修会(防災課の出前講座)を実施し、地域の防災についての知識を習得する。
 ③介護支援専門員が多様な機関と連携できるように後方支援体制を強化する。(地域ケア個別会議での検討や研修等の実施、西部地域ケアマネ連絡会での対応など)

令和5年度目標に対する上半期の取り組みの評価

① 包括支援センターの包括だよりを作成して、そこに小学校での講座の様子を載せて、10月15日号の回覧板で地域へ広報する予定となっている。
 ② 昨年、圏域小・中学校へ周知していたことで、東目屋小学校から依頼があり、10月開催予定となっている。
 ③ 民生委員の定例会参加時各町会での開催をお願いしている。
 ④ 大学生の実習受け入れをしており、実習に来た学生へ、講座を受けていただくようになっている。
 ⑤ 早期発見、早期診断につながる方策として、推進会議で対策を検討し、ワーキングチームを立ち上げて地域に配布するチラシを作成中となっている。
 ⑥ 9/14に「防災マップの活用」の仕方についてハイブリット形式で講座を開催した。圏域の事業所から多くの参加希望あり、実施後は、防災マップの見方や活用、また、自分の地域の危険性や避難の仕方、避難所の仕組みなどたくさんの方の質問があった。また、定例会で、字んだ情報をお伝えし情報共有した。再度実施していきたいと依頼している。
 ⑦ 困難事例となるケースについては、介護支援専門員へ引継ぎの際、一緒に支援することをお伝えし、随時、問題ないか確認し、共有するよう努めた。また、地域ケア会議への参加メンバーとしてPT、OT、ST、事例に関係している民間企業など多機関へ依頼し、ネットワークを広げ、後方支援していただけるよう努めた。
 ⑧ 民生委員定例会で日中独居の高齢者への配布も認められたことを説明したところ、救急搬送の際、活用したい、安心につながると配布数が増えている。

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和5年度計画		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	事業所、民生委員、町会長等との連携を図り、対象者の状態把握に努め、自立支援に向けて、介護予防の必要性の周知、多様なサービスの情報提供を行っていく。 1) 相談者へは、迅速に対応する。(アセスメント・チェックリストの実施) 2) 多様な社会資源の情報提供。	1) 都度(相談受付・対応) 2) 随時(社会資源のリサーチ)	新規相談の際は、迅速に訪問し、事業所のパフレットを持参し、事業の説明や本人にあったサービス、社会資源を提供し対応した。	随時	事業対象者の方は、早急に対応したいと訴えられる方が多い。また、介護申請を行いたい方が、受診拒否等で手続きが困難な方もあり、事業対象者での申請が有効なケースもある。相談内容に応じた対応が必要である。	自立に向けた支援や一般介護予防事業も視野に入れたサービス導入が適切に行えるよう相談者への情報提供を行い、ケアマネジメントを実施していく。相談内容に応じた対応を行っていく。

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
項目	令和5年度計画	実施内容	R5年度上半期実績		
ア	関係機関との顔の見える関係づくり(コロナ禍で対面での会議等参加できなかつたため)	<ul style="list-style-type: none"> ・全機関へ包括支援センターの会議等案内を行う。 ・開催される行事等の情報を収集して、参加の依頼をしていく(文化祭や敬老会、老人クラブなど)。 ・町会長、民生委員の会議への参加する。 ・パンフレット設置場所へ訪問する。 ・包括だよりの配布する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内容の会議の案内を配布した。 ・敬老会があることと包括ブースを設けて参加することができた。 ・年度初めに、各町会長会議へ参加し、包括生委員定例会は、毎月出席している。 ・パンフレット設置場所への訪問はできず。 ・包括だよりの作成済み。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナが5類となり、会議や研修、イベントが開催できるようになっていく。徐々に顔の見える連携ができるようになって、町会長会議でも新しい会軍さんと接点を持つことができている。 ・包括とは何かをわかっていない町会長さんも、「支援が必要ない」との声を聞いている。相談している。 ・包括支援センター、在宅介護支援センターのメンバーの活動も載せて発行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットの設置場所への訪問、広報の配布に力を入れて地域周りを行っていく。 ・町会長や民生委員との連携強化のために、イベントや会議へ積極的に参加していく。
イ	在宅介護支援センター(プランチ)との連携を強化し、実態把握に努める。(市で行っている事業の周知)	<ul style="list-style-type: none"> 1)実態把握にて必要な高齢者へ安心カードの配付やゴミ出しサポート事業、ただいまサポート事業、これからサポートを広報する。 2)独居高齢者、高齢夫婦世帯を把握する。 3)プランチと定期的に連絡会を行い、情報共有を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 1)実態把握 区域全体 298件 再掲/包括 101件 相談時、安心カード、ゴミ出しサポート、これからは必要なら説明することができた。 2)圏域在介からの報告を確認し、データ入力している。 3)9月上半期プランチとの連絡会を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 1)2)定期的な訪問できた。以前、訪問したケースが、介護サービス導入が必要になり介護申請に至ることも多くなりました。早期介入で、相談場所の周知をしたことで、「家に来て、パンフレットをもらっていたから相談しやすかった」との声も聞かれました。安心カードやゴミ出しサポート、これからノートについても、相談があれば説明を行っている。 在宅介護支援センターとの連絡会を通じ、上半期の実績報告を行って、今後の活動についても共有できた。 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な訪問を継続していく。 訪問時、必要に応じて安心カードの配布やゴミ出しサポート、これからノートの説明を継続していく。 プランチとの連携でスムーズに相談対応できるようにする。
ウ	総合相談	<ul style="list-style-type: none"> 1)毎朝のミーティングとシステムの活用で包括全体の情報を統一し、内容に応じて他機関との連携を図る。 2)圏域施設、関係機関等、包括を周知できる窓口へパンフレットを配付し協力を依頼していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 1)毎日 2)随時 	<ul style="list-style-type: none"> 1)ミーティングでは、他職員の動きや対応、また、困難ケースの対応の仕方、決定事項など情報共有でき、有効な時間となっている。担当不在でも、スムーズに対応できている。 2)ガソリンスタンドのパンフレット残確認はできたが、ほかの市役所等残確認ができなかった。一般の方がパンフレットに興味を持ち手にすることは難しい状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> 1)継続していく。 2)パンフレットの確認を行いながら、地域周りを行っていく。また、広報し配布することで、周知の強化に努める。

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

項目	令和5年度計画		R5年度計画内容		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	内容	回数	実施内容	回数	実施内容	回数		
ア 成年後見制度の活用促進	1) 成年後見制度、意思決定支援など権利擁護についての知識向上と安定した情報提供ができる環境を構築する。 2) 制度の普及啓発活動を継続する。	1) 随時 2) 随時	1) 研修会へ参加して知識を得し、正しい情報を提供できるようにする。 2) 資料を活用し、各会議や集会等で周知する。 ・各事業所へ出前講座の案内をする。	1) 随時 2) 随時	1) 研修等への参加はなし。 2) グループホーム職員対象に研修会を行った。(WEB) ・各事業所・民生委員等への出前講座の案内をした。	1) 0回 2) 1回 9/2: 7名参加 ・随時	1) 社会福祉士一人増員となる。包括内での共有のため、今までの研修資料をまとめ、包括主催の成年後見制度の説明資料を作成した。 2) 成年後見制度の講座を行い、とても分かりやすかったと評価いただいた。制度活用については、相談が増加していることも踏まえ、講座の機会を増やしていきけるよう周知が必要である。	1) 適切な情報提供を行うため、適宜情報収集を実施していく。また、包括社会福祉士のスキルアップにも努めていく。 2) 定例会等で広報していく。 ・チラシを配信する際、勉強会の様子も取り入れて配信する。 ・包括だよりを活用する。
イ 老人福祉施設等への措置の支援	弘前市担当課、関係機関との連携をさらに強化し対応を図る。	随時	措置の必要性の要否を随時、市と確認しながら対応する。	随時	・措置支援の実績はなかった。	0回	措置支援の案件はなかった。 ・身寄りのないケースや家族が関わり拒否するケースの相談が増加している。市と密に連携を図り対応していく必要がある。	適宜、関係機関と連携を図り対応する。(計画継続)
ウ 高齢者虐待への対応	1) 速やかに市やその他の機関等と綿密な連携を図る。 2) 虐待に関する知識普及のため、地域住民や圏域事業所へ広報を行う。	1) 随時 2) 随時	1) 虐待対応時は市と密に連携を図り対応する。 2) ・包括だより等で虐待について取り上げ、早期発見・防止できるようにする。 ・圏域事業所へ出前講座のチラシを配布する。	1) 随時 2) 随時	1) 市:3件の通報。虐待認定1件。 2) 圏域のサービスマスター所へ出前講座のチラシを配布した。また民生委員の定例会でも周知した。	1) 随時 2) 随時	1) 虐待者が他者との接触を避けている方の対応が難しく、被虐待者も面接を望まないこともあり、対応については、市と協議するが事実確認できない事例が増えている。どう対応していくかが検討する必要がある。 2) 難しい事例が増えている。住民や関係機関へ知識普及は必要である。	1) 市と連携し、スムーズな対応を行っていく。 (事例を整理し、対応困難な内容をまとめて課題を抽出する) 2) 出前講座の広報を継続する。 (下半期発行の包括だよりを活用する)
エ 困難事例への対応	1) 関係機関との連携を図り、役割分担を明確にして支援対応する。 2) 関連制度について知識習得する。(包括職員のスキルアップ)	1) 随時 2) 随時	1) 包括内カンファレンスで課題を整理し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催し支援策を検討する。 2) 各種研修会へ参加する。	1) 随時 2) 随時	1) 朝のミーティング時に情報共有と、支援の方向性の確認を行った。 ・個別ケア会議臨時開催。 2) わかる事例検討会WEB仙台参加	1) 随時 ・1回 2) 回 (7/29)	1) ミーティングで共有し、その後カンファレンスを行い、課題整理や解決策について適宜検討し、方向性を決めて対応した。多職種での対応が必要なケースは個別ケア会議を行い支援策を検討できた。 2) 他職種の課題整理の考え方や視点などを学び、多角的な支援を学ぶ機会となった。	1) 支援困難ケースでは、関係機関と適宜連携を図り、必要時個別ケア会議を開催していく。(計画継続) 2) 各種研修会へ積極的に参加し知識を習得できるようにする。 ・圏域社会福祉士の有資格者を対象とした勉強会を開催する。
オ 消費者被害の防止	1) 地域住民へ情報提供を実施する。 2) 各サービスマスターへ情報の周知を図り、早期発見に努める。	1) 随時 2) 随時	1) 実態把握や集会等でチラシを配布する。 2) 消費生活センターの研修やWeb等で情報収集し、サービスマスターへ周知する。	1) 随時 2) 随時	1) 民生委員定例会、集いの場で、新聞記事や消費生活センターの情報誌を提供した。 2) くらしの消費者講座受講。 ・WEB情報を発信。	1) 随時 2) 1回 (5/25) ・随時	1) 定例会では、話題提供をすることで「こんな被害もあるのか、助かる」との声が増えた。情報を伝えることとで注意喚起につながっている。 2) 消費者被害の事例は確認されず。定期的な情報発信で意識づけはできた。	1) 会議等に参加時は、最近、発生している情報に留意し情報提供を行い、啓発活動を行う。(計画継続) 2) 国民生活センターの情報誌や新聞記事等で最新の情報を提供できるようにする。(送り付け商法や詐欺等)

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

項目	令和5年度計画		R5年度計画内容		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	<p>圏域の介護支援専門員が幅広い職種や機関と連携しやすい体制を構築する。</p>	1)9回 2)随時	<p>1)地域ケア会議を開催する。(他職種、他機関へ参加の声掛けを行い、多方面からの意見が聞けるようにする) 2)介護支援専門員が抱えている課題を把握し、必要な機関と連携する。</p>	1)9回 2)随時	<p>1)地域ケア個別会議・臨時地域ケア個別会議を実施した。 2)各事業所介護支援専門員へ支援困難な状況はないか声掛けを行った。</p>	1)5回 2)随時	<p>1)金融機関、消費者センター、医療専門職(PT、OT、ST)へ参加の声を掛けを行い、連携しやすい体制作りを行っている。(下半期は、地域ケア個別会議2回、地域ケア推進会議2回開催予定となっている) 2)相談に応じて、臨時地域ケア個別会議を開催していく。</p>	
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	<p>主任介護支援専門員連絡会とケアマネ連絡会を通し、圏域の介護支援専門員との連携を強化していく。</p>	1)-2回 1回 2)1回	<p>1)-西部圏域のケアマネ連絡会に参加して、情報交換・情報収集をする。 ・介護支援専門員へ紙面アンケートを実施する。 2)主任介護支援専門員連絡会を実施する。</p>	<p>1)-西部圏域ケアマネ連絡会へ参加した。 ・各居宅介護支援事業所へアンケートを実施した。 2)下半期予定としている。</p>	1)-1回 1回 2)0回	<p>1)-特別養護老人ホームと老人保健施設の特色について講義を受け、入所の基準や違いについて情報共有する事ができた。 ・アンケートから介護支援専門員の抱えている悩みや要望を聞くことができた。 2)-アンケート結果をもとに圏域の介護支援専門員が抱える問題について検討し、研修内容を決定する。</p>	<p>1)西部圏域ケアマネ連絡会と連携を密にし、介護支援専門員相談しやすい環境を作る。 2)10月20日開催予定(今後の研修について話し合う)</p>	
ウ 日常的個別指導・相談	<p>介護支援専門員が相談しやすい環境作りを努める。</p>	1回	<p>ケアマネ連絡会やケア会議の事例提供等を通じ、居宅介護支援事業所と連絡を取り合い、いつでも相談できるように声掛けをする。</p>	<p>西部圏域ケアマネ連絡会の参加や地域ケア個別会議を通じて、各事業所介護支援専門員へ声掛けをすることができた。</p>	適時	<p>各種会議等の調整や連絡会参加で、各居宅介護支援事業所と連絡を取る機会が増え、声掛けすることで困難ケースの対応を一緒に行ってほしいとの依頼が増加している。臨時で地域ケア個別会議を開催してほしいと依頼もあった。</p>	<p>西部圏域ケアマネ連絡会やケア会議の事例提供の依頼等を通じ、いつでも相談できるように声掛けを行っている。</p>	
エ 支援困難事例等への指導・助言	<p>介護支援専門員が抱えている支援困難事例等について、包括的に支援していく。</p>	1)随時 2)随時	<p>1)各専門職や関係機関と連携しながら支援方法を検討し、後方支援を行う。 2)必要に応じて地域ケア個別会議や事例検討などを実施する。</p>	<p>1)地域ケア個別会議でのケースのモニタリングや相談対応で同行訪問を実施した。 2)臨時地域ケア個別会議を開催した。</p>	1)随時 2)1回	<p>1)会議後のモニタリングでは、関係機関と連携を取り対応する事ができた。また、相談対応では、同行訪問を行い今後の支援の方向性を検討した。 2)地域ケア個別会議へ医療専門職(OT、ST、PT)や金融機関など他職種の視点で検討することで後方支援に繋がった。</p>	<p>1)介護支援専門員から困難ケースの相談があった際は、各専門職や関係機関と連携しながら支援方法を検討し対応していく。 2)介護支援専門員の困難ケースに對し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催し、支援方法などの検討を行い、包括的に支援していく。</p>	

令和 5 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)		R 5 年度上半期要綱		R 5 年度下半期の計画、取組		
項目	令和 5 年度計画	R 5 年度計画内容		課題・評価		
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア	<p>1) 認知症地域支援推進員の活動を周知する。</p> <p>2) 各関係機関と顔の見える関係作りを行い、ネットワークを強化する。</p> <p>3) 認知症初期集中支援チームとの連携体制を構築する。</p>	<p>1) 2) 各企業等へ認知症ガイドブック概要版等を配布する。</p> <p>・包括だよりを回覧する。</p> <p>・高齢者の見守りで連携しているガソリンスタンドへ訪問する。</p> <p>・各種研修や連絡会に参加する。</p> <p>3) 初期集中支援チームと情報共有する。</p>	<p>1) 2) 40件</p> <p>・2回</p> <p>・適宜</p> <p>・適宜</p> <p>3) 随時</p>	<p>1) 2) 金融機関へ配布。</p> <p>・包括だよりを作成中。</p> <p>・ガソリンスタンドを訪問。</p> <p>・認知症地域推進員研修に参加。</p> <p>3) 認知症初期集中支援チームへの相談ケースなし。</p>	<p>1) 2) 2件</p> <p>・9月末</p> <p>・6月2日</p> <p>・7月31日、8月1日</p> <p>3) 0件</p>	<p>1) 2) 2) 残りの企業への配布を継続する。</p> <p>・10月中に回覧を予定。</p> <p>・刷新したポスターを配布し関係強化につなげる。</p> <p>3) 必要に応じて初期集中支援チームへ相談、連携強化を図っていく。</p>
イ	<p>認知症の人やその家族が相談しやすい環境作りを努める。</p>	<p>1) 認知症の人と家族のつどいへ参加し、顔の見える連携体制を構築する。</p> <p>2) 実態把握等を通し、ただいまサポート事業や安心カード等の各種事業の紹介や、相談窓口の情報提供を行う。</p>	<p>1) 2回</p> <p>2) 適宜</p>	<p>1) 認知症の人と家族のつどいへ参加し、情報共有・情報収集を行った。</p> <p>2) 実態把握や圏域の民生委員定例会にて安心カード等の情報提供を行った。</p>	<p>1) 1回</p> <p>2) 適宜</p>	<p>1) 相談先の周知および早期発見・早期治療につなげるためのツールを作成中。</p> <p>2) 新しい民生委員を含め各関係機関へも再度活用方法について周知していく。</p>
ウ	<p>1) 認知症サポーター養成講座を実施し、認知症サポーターを増やす。</p> <p>2) 認知症サポーターのフォローアップ研修を行う。</p> <p>3) 地域住民の認知症に対する理解を深める。</p>	<p>1) 小中学校や町会、企業、団体等へ各種チラシを配布して周知する。</p> <p>・認知症サポーター養成講座を開催する。</p> <p>2) 認知症ステップアップ講座を開催する。</p> <p>3) 2回包括だよりに認知症についての記事を載せて全町会へ回覧する。(認知症について地域に情報を発信する)</p>	<p>1) 随時</p> <p>・3回</p> <p>2) 1回</p> <p>3) 2回</p>	<p>1) 前年度周知し、再度定例会で周知できたことで東日屋小学校(5・6年生対象)から開催の依頼があった。</p> <p>・包括への実習生や新入職員へサポーターの声掛けを行って、都度実施することができた。</p> <p>2) 周知不足のため開催に至らなかった。</p> <p>3) 地域に、認知症について情報発信する記事や包括が認知症の相談窓口であることを載せて準備できている。</p>	<p>1) 8か所</p> <p>・2回</p> <p>2) 0回</p> <p>3) 0回</p>	<p>1) 下半期に実施を予定。</p> <p>2) 適宜、周知しつつ依頼があった際に開催していく。</p> <p>3) 上半期発行 (10/15号で回覧予定)</p> <p>下半期も、地域住民の啓発ツールになるよう、包括だよりを発行する。</p>

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和5年度計画		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	1) 地域ケア個別会議は定期開催を計画する。必要時は臨時でも会議を開催し、個別支援と地域課題の抽出を行う。 2) 地域ケア個別会議から抽出された課題に応じて関係者を招集し、会議を開催する。 3) 主任介護支援専門員連絡会と西部圏域ケアマネ連絡会を通し、地域課題の把握に努める。 4) 在宅介護支援センター主催のふれあい介護者教室・座談会を補助する。	1) 6回 2) 3回 3) 3回 4) 3回 (岩木地区、東目屋地区、相馬地区)	1) 地域ケア個別会議を開催する。 2) 地域ケア推進会議を開催する。 3) 地域の現状を把握する。 4) 在宅介護支援センター主催の介護者教室運営、企画の支援を行い、地域住民の声を聴く。	1) 5回 2) 1回 3) 1回 4) 0回 (岩木地区、東目屋地区、相馬地区)	1) 介護支援専門員の地域ケア個別会議を活用する意識が徐々に広がってきた。また、他職種の方も積極的に参加する傾向がみられている。 2) 民生委員からも、会議の必要性について「大事だ」と毎回参加してくれている。 3) 認知症の早期発見・周知、家族の理解について、ワーキングチームを発足し話し合いを行っている。 4) 施設入所については、身寄りのない高齢者への支援の困難さを知ることができた。 5) 実施していないため、補助に至らなかった。(コロナ感染の問題もあり)	1) 予定にある会議に加え、各事業所へ臨時ケア個別会議を案内し、相談があれば開催していく。 2) 計画通り開催する予定。認知症の早期発見チラシを作成中。完成したチラシは今年度中に每户配布する予定。 3) 主任介護支援専門員連絡会を開催し、地域課題把握に努める(計画継続) 4) 計画継続。

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】 下半期で検討する。	
【地域課題】 下半期で検討する。	
【地域での対応方針】 下半期で検討する。	
【市・関係団体への提言】 下半期で検討する。	

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

職員配置 (R5.4.1現在)	保健師	1人	予防給付プラン担当	3人	ランチ数
	社会福祉士	4人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1人	1
	主任ケアマネ	2人			1

令和5年度の活動方針(地域課題・目標)

地域の実態
 ・受診や支援を拒否したり、家族関係が複雑もしくは身寄りがいない方が増えている。
 ・介護保険や認知症の相談をどこにすればいいかわからないと言う声がある。
 ・除雪や買い物等、介護保険で対応できない事で困っている人が多い。

地域課題

- ① 独居世帯や問題を多く抱える世帯が増えているため、地域や複数機関での連携が必要である。
- ② 高齢者の相談窓口情報が行き届いていない。
- ③ 保険外サービスや社会資源等の情報が地域に行き届いていない。

目標

- ① 支援困難な事例に対して関係機関と連携を図り対応する。
- ② 地域包括支援センターの周知に向けた取り組みとして広報活動を行う。
- ③ 地域の社会資源を把握しボランティア団体と連携を図り支援に結びつける。

令和5年度目標に対する上半期の取り組みの評価

- ① 困難ケースに対しては関係機関や行政と連携を図り対応している。ケースによっては必要に応じて地域ケア個別会議を行い支援方法を検討している。独居世帯のケースでは民生委員や在介と協力しながら対応している。
- ② 8月に広報誌を500部作成し圏域の町会に回覧した。広報誌に包括の活動予定を記載したことで9/15開催の「認知症カフェ」には参加者25名中、広報誌を見たと言ってきた方が11名いた。配布以降広報誌を見たこと電話相談が数件あり一定の効果を感じている。また朝陽地区の民生委員から独居世帯にセンターのパンフレットを配布したいと依頼を受け毎戸配布してもらった。
- ③ 生活支援コーディネーターと情報共有し高齢者の集まり等、居場所を把握している。買い物や受診の付添いなど介護保険で対応できず困っている方には保険外のサービスに繋げている。新たな社会資源の一つとして認知症の方やMCIの方の外出支援や見守りを行うためのチームオレンジの立ち上げに取り組んでいる。

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和5年度計画		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チャックリス ト該当者 に係る ケアマネ ジメント	基本チャックリスト該当者へ総合事業、一般介護予防事業を含めた介護サービスの情報提供を行い、適切なケアマネジメントの下、自立に向けた支援をする。	随時	相談のあった対象者宅へ訪問し、相談内容を確認した上で、介護保険制度や一般介護予防事業等の必要な説明をした。基本チャックリストに繋げた。	事業対象者数:実 284名(9月 末)	対象者の困っている事や生活状況を的確に捉えて、必要としている介護サービスに繋げる事が出来た。様々な事情を抱えた対象者が増えてきているため、アセスメントを行い、各専門職や機関と連携する必要がある。	基本チャックリストの実施と対象者の抱える問題を捉え、必要な介護サービスや社会資源を活用し自立した生活を送れるよう支援する。

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

項目	令和5年度計画		R5年度計画内容		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	<p>①高齢分野以外の専門機関やサービス事業所との連携を図る。</p> <p>②出席が途絶えている民生委員定例会出席に努める。</p> <p>地域におけるネットワーク構築</p>	<p>①個別会議: 2回</p> <p>②年5回</p>	<p>①地域ケア会議は随時開催を強化し、課題解決に向けた新たな関係機関との構築を目指す。</p> <p>②積極的に民生委員に声がけし定例会に依頼する。</p>	<p>①個別会議: 4回</p> <p>②年5回</p>	<p>①個別会議は定例と随時で開催、課題解決を図った。</p> <p>②文京地区民生委員定例会に出席。</p>	<p>①個別会議: 2回</p> <p>②1回</p>	<p>①個別会議では困難事例や経済的権取からの成年後見申立に向けて課題や役割分担を明確化した。また、定例ではハビリ専門職の方に毎回出席していただき、自立支援の視点での助言を受けることができた。</p> <p>②民生委員定例会では事例紹介などを交え、包括の具体的な取り組みをPRする。会議の中で相談があれば随時対応する。</p>	<p>①上半期で抽出した地域課題も参者にしながら引き続き高齢分野にとまらぬ多々方面での事業所との関係構築に努める。</p> <p>②民生委員定例会では事例紹介などを交え、包括の具体的な取り組みをPRする。会議の中で相談があれば随時対応する。</p>
イ	<p>地域住民や民生委員、その他関連機関からの情報提供により、65歳以上の高齢者の実態把握に努める。</p> <p>また、地域住民や民生委員、関係機関との連携の場を持ち、互いに相談し合える関係づくりを進める。</p> <p>実態把握</p>	<p>①プランチ・シルバーハウス会議: 2回</p> <p>②実態把握: 50件以上</p>	<p>①在宅介護支援センターやシルバーハウス援助員と協力し、情報共有を行う。</p> <p>②地域住民、民生委員などからの情報提供により迅速に訪問する。</p>	<p>①プランチ・シルバーハウス会議: 2回</p> <p>②実態把握: 50件以上</p>	<p>①プランチ・シルバーハウス会議を開催。駐在所や民生委員も招集し、対応事例等について情報交換を行った。</p> <p>②昨年度以前に訪問し引き続き把握が必要と思われるケースや、地域住民等から新たに相談を受けたケースについて訪問している。</p>	<p>①1回</p> <p>②実態把握51件(南部)</p>	<p>①参加者を拡充したことで、より広い知見で情報共有、意見交換を活発に行うことができた。また、対応事例の中には警察の介入が必要になるケースも度々あり、今後はより連携が必要になると思われた。</p> <p>②相談ごとに緊急性を判断し、できるだけ早期の訪問に努めている。また、実態把握したケースは必要性和本人・家族の同意に応じて介護サービス等の利用や受診に繋げている。</p>	<p>①下半期に引き続き会議を開催し、関係機関同士の連携を深め、個別の事例や地域課題について協力的に対応できる体制づくりを進める。</p> <p>②地域からの相談や情報提供、過去に把握したケースをもとに、実態把握での訪問を行っていく。</p>
ウ	<p>総合相談窓口としての地域包括支援センターの役割をわかりやすく周知する。</p> <p>総合相談</p>	<p>随時</p>	<p>簡素化かつ見やすい概要版の包括パンフレットを作成し、地域の関係機関や住民に配布する。</p>	<p>概要版パンフレット400部</p> <p>配布した。</p> <p>また、広報誌を約500部作成し清水地区、桔梗野地区、上松原地区、朝陽地区一部、千年地区一部へ回覧している。</p>	<p>概要版パンフレット1回</p> <p>広報誌1回</p>	<p>朝陽地区民生委員からの依頼で概要版パンフレットを独居高齢者へ配布することができた。</p> <p>②広報誌を圏域の町会へ回覧し、回覧を見たの相談をしたというケースが数件あった。地域住民からは毎戸配布を希望する声もあった。</p>	<p>概要版パンフレットを適宜地域住民や関係機関へ配布を継続する。</p> <p>②広報誌を年度内に1回作成し各町会へ回覧、配布の協力を求める。可能であれば協力地域を広げていく。</p>	

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

項目	令和5年度計画		R5年度計画内容		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	①成年後見制度についての相談を随時受付し、申立が必要と判断されるケースについて関係機関と連携して支援する。 ②関係機関を含め、地域の中で成年後見制度が正しく理解されるよう各会議等で周知活動を行う。	①随時 ②民生委員 定例会5回、随時	①地域ケア個別会議やカンファレンスを開催し、関係機関と連携して話し合い、申立を支援する。 ②民生委員定例会や各会議などで制度の説明を行う。	①随時相談を受け付け、申立に必要と判断し、関係機関と連携して支援する。 ②民生委員定例会や出前講座等、機会ごとに成年後見制度について周知した。	①相談7件、申立3件 ②民生委員定例会1回、出前講座2回	成年後見制度に係る相談以外にも、それに準ずる内容の相談(金銭管理等)は増加傾向にある。高齢者虐待のケースにおいて申立の必要性が生じる場合も出てきている。	①成年後見制度についての相談を随時受付し、個別に必要性を判断し関係機関と連携して申立を支援する。 ②関係機関や地域住民に成年後見制度が正しく理解されるよう各会議等で周知活動を行う。	
イ 老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合、市役所や関係機関と連携を図り、対応する。	随時	関係部署との情報共有し、連携を図りながら対応していく。	該当するケースはない。	無し	該当するケースは無かった。	引き続き、措置を要するケースが発生した場合、市や関係機関と連携を取り対応する。	
ウ 高齢者虐待への対応	高齢者虐待マニュアルに沿って対応し、市役所等関係機関とも連携する。	随時	複雑かつ長期化するケースは必要時カンファレンスやケース会議を開催し、関係機関の役割分担を明確化する。	虐待対応は職員2名で担当している。警察や市役所、病院、入所施設等多くの関係機関と連携して虐待や疑いのあるケースに対応した。	養護者から虐待の事実あり3件、事実無し7件	相談経路は警察や介護事業所、コンビニエンス等であり、家族に認知症や精神障害があったりと複合的な課題を抱えるケースが増えている。そのため高齢者分野のみならず障害分野等とも連携する必要がある。	虐待相談があれば速やかに行動し、関係機関と連携、情報共有を密にし臨機応変に対応していく。	
エ 困難事例への対応	地域ケア個別会議やカンファレンスは随時開催を強化し、迅速かつ丁寧に課題解決に取り組む。	①随時 ②随時	①地域ケア会議開催の他に、随時関係機関との情報共有を行う。また、権利擁護の制度利用等に発展する場合は必要に応じて行政や中核機関の助言を仰ぐ。 ②三職種で情報を共有し連携して対応する。	①関係機関の情報交換の実施やセンターで判断しかねる事案は適宜行政の助言を仰いだ。 ②事例を共有ファイルや経過記録に入力し、三職種で共有している。	随時	①②対象者だけでなく、家族の背景や事情も複雑化している。家族を交えて課題を共有したケースもある。加え、経済的に困窮している事例も少なくない。適宜生活保護申請や社協実施の社会貢献活動の制度に繋げ、経済的課題の解決に努めた。	包括内外で困難事例の相談があった場合は、必要に応じて会議を開催し、課題解決に取り組む。また、担当職員不在時でも可能な限り対応できるよう、引き続き、三職種内で情報共有を図る。	
オ 消費者被害の防止	①市民生活センターや弘前警察署と連携し、地域住民や関係機関に向け消費者被害について注意喚起を促す。 ②協議会の会議や見守り体制を強化する。	①民生委員 定例会5回、出前講座随時、介護支援 専門員連絡 会3回、他。 ②随時	①民生委員定例会や出前講座、訪問時等に消費者被害のパンフレットを適宜配布する。 ②協議会の会議に参加し、情報共有と知識を得る。	①地域活動や訪問時等に消費者被害防止パンフレットを配布している。 ②会議に参加し情報共有を行った。	①出前講座2回 認知症カフェ2回 訪問随時 ②1回	上半期は訪問買取り業者による消費者被害が1件発生している。市民生活センターと連携し対応している。高齢者や障がい者を狙ったケースが多いことから今後も啓発活動と早期対応が必要である。	パンフレット等の配布を行い地域住民や関係機関へ注意喚起を継続する。また相談があった場合は関係機関と連携して対応していく。	

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

項目	令和5年度計画		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	<p>圏域の介護支援専門員が他職種・他機関と連携しやすい体制を作る。</p> <p>他職種・他機関と連携を図るため、地域ケア個別会議や地域ケア推進会議を開催する。</p>	<p>個別会議：年4回以上</p> <p>推進会議：年2回</p>	<p>地域ケア個別会議を開催。</p> <p>地域推進会議を開催。</p>	<p>個別会議：定期2回、随時2回</p> <p>推進会議：1回</p>	<p>専門職や関係機関に出席して頂き介護支援専門員が抱える問題を検討した。</p> <p>推進会議では他職種、他機関に出席して頂き圏域全体で地域の課題について検討し、連携しやすい関係作りにつに繋がった。</p>	<p>計画通り個別会議2回(10月・11月)推進会議1回(2月)開催し介護支援専門員が多くの職種と連携しやすい体制作りを行う。</p>
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	<p>圏域の介護支援専門員同士が意見交換ができる場として、定期的に連絡会を開催し相互の連携を図る。</p>	<p>連絡会：年3回</p>	<p>介護支援専門員にアクションシートを実施してリーダーと企画して「障害福祉サービスについて」の勉強会と意見交換会を実施。</p>	<p>連絡会1回(5月)</p>	<p>介護支援専門員が企画したテーマで連絡会を開催した。意見交換会では圏域の介護支援専門員同士が情報交換する場を設定することができた。</p>	<p>10月、2月開催予定。10月は弘前消防署から講師を招いてテーマ「緊急時の対応」を行う予定。下半期もリーダーと打ち合わせを行い計画通り開催する。</p>
ウ 日常的個別指導・相談	<p>地域の介護支援専門員への日常的個別指導・相談等を行う。</p>	<p>①随時</p> <p>②連絡会年3回</p>	<p>専門的な知識や経験から個別指導、相談への対応を行う。</p> <p>知識の習得やネットワークづくり、情報交換のため介護支援専門員連絡会を開催。</p>	<p>①随時</p> <p>②介護支援専門員連絡会1回</p>	<p>介護支援専門員連絡会で勉強会や情報交換、専門性を活かした助言、提案を行うことで課題解決や介護支援専門員の不安軽減に努めることができた。</p>	<p>地域の介護支援専門員に対する相談窓口の継続と日常的業務の実施に関し、指導や相談、情報提供の実施に取り組んでいく。</p>
エ 支援困難事例等への指導・助言	<p>支援困難事例が抱える支援困難事例等について専門職や関係機関との連携の下で支援方針を検討し指導・助言を行う。</p>	<p>①随時</p> <p>②随時</p>	<p>支援困難事例に対し多職種や地域関係者、関係機関と連携し具体的な支援方針の検討、助言等を行う。支援困難事例に対して地域ケア個別会議を開催。</p>	<p>①随時</p> <p>②地域ケア個別会議2回</p>	<p>地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、多職種や地域関係者、関係機関との情報交換や連絡、調整が密にできた。多種多様な困難事例が見込まれるため関係機関や専門職との連携、知識の習得が必要となる。</p>	<p>地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等について多職種や圏域の関係者、関係機関との連携して取り組んでいく。</p>

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組			
		R5年度計画内容	実施内容					
ア	令和5年度計画	認知症地域支援推進員が中心となり、地域の関係機関と連携を図り、ネットワーク作りを行う。	①認知症高齢者たぐいまサポーター事業、安心カードについて説明する。 ②認知症地域支援推進員連絡会や認知症関連の研修会などに出席する。	①出前講座や認知症カフェなどで安心カードの説明をした。高齢者世帯や独居で生活している方に設置を勧め、設置希望者には記入方法を併せて説明した。地域によっては設置が進んでいない所もある。 ②認知症地域支援推進員の連絡会に出席し、チームオレンジについてなどの説明を受けた。	認知症地域支援推進員とチームオレンジメンバー、地域住民が連携し関係機関とのネットワーク作りを行う。			
	実施内容	①随時 ②随時	①包括で開催している認知症カフェや出前講座で説明した。 ②市役所主催の連絡会に出席。	①3回 ②1回				
イ	令和5年度計画	認知症の人やその家族、地域住民が集まり情報交換が出来る場所を設ける。	認知症カフェ「みなみカフェ」を開催する。	年3回 6月、9月、11月	認知症カフェ「みなみカフェ」実施した。	2回 (6月19名、9月25名)	コロナ5移行に伴い、対面式のシェアアウトに変更、お茶菓子の提供も行う。9月は法務局の職員を招き、自筆証書遺言の制度や相続登記の法改正の周知を図っていたが、反響が大きかった。 9月の開催前にチラシを各地区に回覧したことで、口コミでなく、新規参加者も増え、広報手段の重要性を再認識した。	11月開催予定であるが、開催場所が手狭なため、広報手段を検討しながら進める。また、高齢者のみならず、その家族や関係者も参加しやすいような開催方法を検討する。
	実施内容	①年3回以上 ②年5回、随時	①認知症サポーター養成講座を開催する。 ②民生委員定例会への出席、地域住民への出前講座を開催する。	①6月25日弘前珠算連盟、9月22日千年地区高齢者教室で認知症サポーター養成講座を開催。講話と寸劇を行い、認知症についての対応の仕方を説明した。 ②6月16日文京地区民生委員定例会出席。 6月4日弘前くらしの保健室、9月14日津軽保健生協南支部で出前講座を行う。	①2回 ②定例会1回 出前講座2回	①認知症サポーター養成講座を開催し実際に介護している方からの質問などに答え、認知症の方を自宅で介護していくことの大変さを理解してもらえた。 寸劇では、良い例、悪い例と比較してもらい共感を得られた。 ②民生委員定例会では包括の活動状況や実際に関わってきた方の事例などをお話した。 出前講座は地域包括支援センターの役割についてと介護予防について講話や体操を行った。	①認知症サポーター養成講座を開催しサポーターの増加を図る。要請に応じて計画、実施していく。 ②出前講座などを通して、地域住民へ認知症についての理解を得られるようにする。	
ウ	令和5年度計画	認知症サポーター養成講座開催の働きかけを行う。要請に応じて計画、実施していく。 ②地域住民へ認知症についての知識の普及を図る。						

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和5年度計画		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域ケア個別会議を行う。 ② 地域ケア推進会議を行う。 <p>※出席者に地域ケア個別会議の趣旨を解りやすく可視化し説明する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 年4回、随時 ② 年2回 	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域ケア個別会議を開催。 ② 地域ケア推進会議を開催。 <p>※出席者には文書を郵送し必要に応じて説明を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 定例2回、随時2回 ② 1回 	<ul style="list-style-type: none"> ① 関係機関に出席していただき会議を開催した。専門的な立場からの意見や助言を頂くことで課題候補の抽出に繋がっている。 ② 関係機関が連携し地域の課題について地域の実態や課題解決に向けて情報を交換し、話し合いや検討ができた。 ※会議の趣旨や周知に努め理解を得ている。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域ケア個別会議を開催し、個別ケースについて多職種で検討を行うことにより課題解決を支援する。 ② 個別ケースから同様の課題を見出し、分析を行うことで地域課題の把握・対応方針を検討する。 ③ 地域関係者の連携を深める。

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】
下半期で整理する。

【地域課題】
下半期で整理する。

【地域での対応方針】
下半期で整理する。

【市、関係団体への提言】
下半期で整理する。

(様式第1号)

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

職員配置 (R.5.4.1現在)	保健師	1人	予防給付プラン担当	2人	プランチ数
	社会福祉士	1人	その他(センターの他職種業務以外のもの)	0人	4
	主任ケアマネ	2人			箇所

令和5年度の活動方針(地域課題・目標)		令和5年度目標に対する上半期の取り組みの評価	
<p>地域の実態</p> <p>①免許の返納や病气、体力の衰えなどの事情で外出時の移動手段がない高齢者が多い。そのような状況から家で過ごす時間が多くなりフレイルや認知機能の低下、栄養状態の悪化など心身機能の低下に繋がってしまう高齢者も存在する。</p> <p>②親戚や近所付き合い合いなどの地域でのインフォーマルな関わりも希薄となり、このような状況から次世代の地域の担い手も不在であり、町会などの地域自治に関わる担い手も高齢となっている。</p> <p>地域課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域全体の健康に関する意識が低い。 ・家族や地域住民同士が協力し合う『互助』体制が脆弱になってきている。 ・社会資源に乏しく、住民の日常生活へも強く影響している。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護や認知症、健康増進に関する地域住民への意識啓発を推進する。 ・民生委員、町会長、他、地域で活動する専門職や担い手となる住民との連携強化を図る。 	<p>・地域踏査において保健活動の健康増進の視点で課題を見極め促えることを意識し、また、在宅介護支援センターの実態把握と照らし合わせた活動を活発に行った。この活動で、地域高齢者への特定健診等の受診勧奨や健康状態不明者を把握することができた。今後この活動を継続することで健康増進及び介護予防の更なる普及啓発に繋がっていくものと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高杉地区公民館活動担当者と連携し、高齢者教室および高杉小学校での認知症サポーター養成講座を開催。これまで連携してきた関係者以外の地域関係者とのネットワーク構築にも繋がっている。 ・地域住民や地域関係者の地域包括支援センターの活用促進に向けた、活動周知の一環として今年度も引き続き各地区の町会(計460班)に広報誌を回覧している。広報誌の内容としては在宅介護支援センターの実態訪問活動、地域包括支援センターでの地域ケア会議における内容、地域住民活動、各専門職種からの情報などを記事に回覧している。そのことにより幅広い世代への活動周知へ繋がっている。 ・各専門職及び地域住民などと地域ケア個別会議を開催し、対応を検討することで地域特性や個々における課題抽出がなされ、さらにネットワーク構築にも繋がっている。それぞれの立場における役割や取り組みなどを考察する機会にもなり、地域づくりの側面からも連携体制が構築されている。 		

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)				
項目	令和5年度計画		課題・評価	
	実施内容	回数等	実施内容	回数等
基本 チャエックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	介護予防サービスだけでなく、一般介護予防事業やインフォーマル資源を活用しながら、介護予防に向けたケアマネジメントを実施する。	随時	総合相談にて総合事業の利用が必要もしくは効果的と思われる方に、基本チャエックリストを実施し、ケアマネジメントを行った。	事業対象者の支援件数：延べ458件
ア	アセスメントによる対象者の状態把握、基本チャエックリストの実施、サービス利用支援、介護予防ケアマネジメントの実施する。		介護予防の視点で必要なマネジメントを実践できた。	R5年度下半期の計画、取組 総合事業だけではなく、一般介護予防事業の活用というところも視野に入れたマネジメントを継続する。

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)		R5年度計画内容		R5年度上半期実績		課題・評価		R5年度下半期の計画、取組	
項目	令和5年度計画	実施内容	回数等	実施内容	回数等	課題・評価	課題・評価	課題・評価	課題・評価
ア	①民生委員、町会長などの地域関係者や地域における担い手となる住民との連携体制を構築する。 ②地域住民へ介護や認知症、健康増進に関する知識啓発を行う。	①圏域各地区の民生委員、町会長、地域関係者等との意見交換を行う機会を持つ。 ②地域住民へ介護や認知症、健康増進に関する知識啓発活動(出前講座など)を行い、地域における担い手とのネットワーク構築に繋げる。	①年1回以上 ②年間4回	①各地区において民生委員定例会で意見交換を実施。 高杉公民館活動員と意見交換を実施。 船沢地区民生委員に介護施設の見学を実施。 ②保健活動を通して健康増進に関する知識啓発活動を実施。	①4地区 ②体操教室3回、健康教室3回、保健指導12回	①福野地区では訪問の際の対応方法について意見交換を実施。新和地区では定例となっており和歌山地区民生委員から見学を実施。船沢地区民生委員について知りたいたいの要望があり見学を実施。高杉・船沢地区において意見交換を求めた先での民生委員として対応を求められる場面もあった。 ②介護予防体操、健康講座などを開催。介護予防や健康増進の意識地域住民との交流から地域における担い手の発掘の機会にもなり住民同士のネットワーク構築になっている。	①取得を含め意見交換ができる場を設けてネットワーク構築に繋げる。 ②担い手となる地域住民とともに他地区に出向き、介護予防や健康に関する活動に繋げ、住民が主体となる交流会を検討・計画していく。		
イ	過去の実態把握訪問から時間経過している高齢者世帯へのアウトリーチを実施する。	①前訪問から2年以上経過している高齢者世帯への実態把握を実施する。 ②実態把握に関する個別訪問について、各町会へのチラシ回覧により、地域住民への周知と理解を図る。	①2年以上経過している高齢者世帯を含む実態把握:年間50世帯 ②上半期に各町会の回覧板にてチラシを回覧する	①新規相談から実態把握を実施しその中で2年以上経過している世帯を抽出する。 ②広報誌にて住民周知を図る。	①69世帯の実態把握のうち17世帯が2年以上経過している。 ②5月広報誌にて周知。(毎年周知)	①相談内容から状況に応じて専門職種が介入し健康状態不明者を把握することができている。また訪問履歴のなかった高齢者世帯に対する訪問にも繋がっている。 ②広報誌及び回覧板を用いて住民周知を図っている。しかし地域ではまだ何のために訪問しているのかわからない人も存在する。	①現在の取り組みを継続していく。 ②現在の取り組みを継続するとともに、活動を通してさらに周知を図る。		
ウ	地域住民へ地域の相談機関としての周知を図る。 複合的相談に対して状況把握を行い、必要に応じて適切な支援機関への繋ぎの支援を行う。	①住民主体のサロンなどで認知症や介護、健康などのイベントや出張相談を行う。 ②地域包括支援センターに関する住民向けのポスターや通信を作成し、地域へ相談機関としての周知を図る。	①毎月1回程度 ①出張所、公民館、集会所、農協、個人商店へ設置を依頼する	①高杉公民館イベントとの合同開催により実施。8月は猛暑のため中止となる。 ②4地区へ広報誌を回覧し周知を図る。	①3回 ②1回(5月)	①体操教室では介護予防に向けた体操と合わせて脳トレニングも実施。地域高齢者の心身の健康維持を目的とした活動となる。平均人数は15~20名前後。 ②広報誌の中で活動内容を紹介、少しづつではあるが広報誌の存在周知を図ることができている。それでも回覧状況によっては配布するものが多く広報誌の存在に気づきにくい状況になる場合もあった。	①引き続き開催を継続していく。 ②10月、2月広報誌回覧。地域包括支援センターでの活動周知に加え、地域住民が地域に興味をもち、地域とのつながりを感じてもらえるような内容を心がけ、多世代周知となるようにする。		

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和5年度計画		R5年度計画内容		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	成年後見制度の利用が必要と判断されるケースについては、申立支援を進める。 成年後見制度や任意後見制度に関し地域住民や相談専門職への知識普及のための活動を行う。	随時	弘前圏域権利擁護支援センターと連携しながら申立支援を行う。 相談者やその家族に対し、必要に応じて制度の説明を行う。	随時	総合相談から、後見申立てが必要なケース5件あり、内1件は申立て後死亡により終結している。いずれも、家族や関係機関へ制度の説明を実施しながら支援した。	1件 申立て支援 5件	後見申立てが必要と思われる案件については、弘前圏域権利擁護支援センターや社会福祉協議会に相談・連携しながら、支援に繋げている。 今後とも申立て支援をする家族や関係機関に対して制度の説明を続ける。	総合相談の受付から、後見申立て支援が必要な案件に対して、現在の取り組みを継続する。
イ 老人福祉施設等への措置の支援	対象案件の発生時には介護福祉課と連携して対応する。	随時	要措置と判断された事案が発生した場合には、介護福祉課へ報告、相談のうえ、必要な対応を速やかに行う。	随時	対象となる案件なし。	0件	対象となる案件なし。	対象案件の発生時には弘前市と連携しながら速やかに対応する。
ウ 高齢者虐待への対応	『弘前市における養護者による高齢者虐待防止対応マニュアル』に基づき対応する。	随時	高齢者虐待に関わる事案が発生した場合には、介護福祉課と連携しながら、マニュアルに基づいた対応を速やかに行う。	随時	弘前警察署受付の虐待案件1件に対応し、終結した。	1件 (同居家族により虐待案件)	弘前警察署で案件受付し、弘前市への報告から対応に至った虐待案件である。 介入し対応後、最終的ケアマネジメント支援へ移行し対応を継続している。	虐待案件の発生時には、虐待対応マニュアルに従い対応するとともに、行政との連携を図りながら対応していく。
エ 困難事例への対応	①連携が必要な職種、機関と協働しながら支援を行っていく。 ②他職種での検討が必要な事例については、地域ケア個別会議にて対応を協議する。	①随時 ②随時	①三職種にてケース検討を行い、必要な職種、機関と連携しながら対応をする。 ②地域連携や多職種での連携が必要なケースにおいては、地域ケア個別会議にて事例検討を行う。	①随時 ②随時	①②必要に応じて他の専門機関や職種と情報共有しながら連携対応している。	①随時 ②随時	必要に応じて他分野の機関や他職種と情報共有を図ることで、共通認識を待ちながら支援対応できている。	現在の取り組みを継続する。
オ 消費者被害の防止	①消費者被害に関する情報収集を行い、その情報を地域へ発信することで被害の未然防止を図る。 ②地域住民等からの消費者被害相談に対応する。	①随時 ②随時	①消費者被害に関する情報があれば、町会、民生委員、介護支援専門員等へ情報提供する。 ②消費者被害相談への市民生活センターとの連携した対応を行う。	①随時 ②随時	①市民生活センター及び青森県消費生活センターからのチラシを活用し地域や関係機関へ消費者被害の注意喚起を実施。 ②個別相談はないが、市民生活センターと情報共有している。	①情報提供(4町会、新和民生委員定例会、プランチ、北部圏域ケアマネ会議) ②4月11日	①定期購入、訪問購入トラブルをはじめ特殊詐欺案件について地域や関係機関に情報提供を実施した。 ②4月に市民生活センターへ出向き、相談内容の傾向等について共有し、消費者被害の防止活動に役立てることができた。	①、②とも現在の取り組みを継続する。 下半期は、地域住民対象に消費者トラブルに関する講習会を実施して、消費者被害の情報提供や対処方法の周知を行う。

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

項目	令和5年度計画		R5年度計画内容		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	必要職種の連携しながら個別支援を展開していき、地域での多職種連携ネットワークの構築を進める。	必要職種の連携しながら個別支援を展開していき、地域での多職種連携ネットワークの構築を進める。	①地域ケア会議への専門多職種を招集する。 ②地域ケア会議での介護支援専門員と専門職の交流を通じ、相互の継続的なネットワーク構築を図る。	①地域ケア個別会議(年間予定のもの):5回 ②随時対応(必要時)	①3回 ②随時な	①医療系専門職、リハビリ専門職、福祉専門職、介護専門職などの専門多職種を招集して会議を開催している。 ②多職種検討による会議を通じ、さまざまな専門職種と顔なじみになることで、支援ネットワークの構築に繋がっている。		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築							
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	北部圏域で活動する介護支援専門員が相互に情報交換や相談ができる機会を提供することで、介護支援専門員間のネットワーク強化を図る。	北部圏域ケアマネ会議を開催する。	年間5回 (4/21、6/22、8/18、10/19、1/11)	3回 (8/18→8/23へ変更し実施)	4月は社会資源に関する情報交換、6月は薬剤師を講師とした勉強会を実施。8月は身寄りのない方への支援として各専門職種や地域住民とさまざまな視点で意見交換を行った。相互の情報意見交換が多職種とのネットワーク構築の一助となっている。	現在の取り組みを継続する。	
ウ	日常的個別指導・相談	介護支援専門員としての業務遂行に必要な知識やスキル向上に向けた支援体制を整備する。	地域で活動する介護支援専門員を対象とした勉強会や事例検討会を実施する。	年間4回(勉強会または事例検討会)	1回	6月は北部圏域ケアマネ会議にて薬剤師による勉強会を実施。	薬剤師による勉強会を実施することとで、専門性の理解や視点などの他職種理解にも繋げることができた。	現在の取り組みを継続する。
エ	支援困難事例等への指導・助言	地域で活動する介護支援専門員からの個別事例に関する相談に対応することで、課題解決に向けた後方支援を行う。	個別事例に関する相談を受けけた場合には、必要に応じて地域ケア個別会議を設定し、多職種、多機関での事例検討の場を設けることで、課題解決と相互のスキルアップを目指す。	地域ケア会議(年間予定以外のもの):随時	随時	必要なケースは、後方支援には至らなかった。	現在の取り組みを継続する。	現在の取り組みを継続する。

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和5年度計画		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	必要に応じて精神科病院や認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チームと連携しながら認知症患者への支援を行う。	随時	受診に繋がらないケース等について、各専門機関へ相談、連携しながら支援する。	随時	受診に向け医療機関とスムーズな連携を取りながら支援対応できている。	現在の取り組みを継続する。
イ 認知症の人や家族への支援	当事者や家族も含めた地域住民への認知症に関する理解や知識の啓発を推進する。 当事者や家族が相談しやすい環境を整備する。	年2回以上	①地域での行事や活動、関係者から意見を聴取し企画、実施する。 ②イベントや定例会などで認知症に関する質問等を受け付けている。	①1回(8/30) ②随時 裾野地区 民児協定 例会:1回(7/14)	①地域住民や関係者からの聞き取りでは認知症に関わらず健康増進や介護予防などについての学びニーズがあることが分かった。8/30は認知症サポーター養成講座実施。 ②イベントでは広域的な学びニーズがあり、民児協定例会では「認知症のような方に対する接し方について」と具体的なニーズを把握することができ、定例会での勉強会を開催することができた。	①現在の取り組みを継続していく。 ②イベントや地区行事に加え地区の定例会でも呼び掛け必要な勉強会へ繋げていく。
ウ 知識の普及	地区の小中学校の児童生徒も含め、北部圏域での認知症サポーター養成講座を実施する。	年間2回以上(目標値:50名)	8/30高杉公民館高齢者教室参加者より講座の依頼あり実施。 9/7高杉小学校5年生を対象に実施。	・高齢者教室(住民9名、公民館職員3名) ・高杉小学校5年生(24名)	高杉公民館より依頼があり、孫世代のサポーター養成にも繋がった。今後も、若い世代に認知症対応の意識を持ってもらうため、継続して地域に周知し参加に繋げる必要がある。いく。	地域からの依頼があれば対応する。また町会など地域関係者に対しサポーター養成講座や各種出席講座の依頼に繋がるよう周知を図っていく。

令和5年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和5年度計画		R5年度上半期実績		課題・評価	R5年度下半期の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
①地域ケア会議を通じて潜在的な地域課題を抽出する。 ②日常業務を通じた地域課題の抽出と把握を行う。 ③地域ケア推進会議の機能強化を図る。	①地域ケア会議への地域関係者(民生委員、町会長など)の出席を推進することで、地域の潜在的な課題抽出にも取り組む。 ②総合相談などでの支援対応したケースの整理および分析を行い、地域課題の抽出に繋げる。 ③各地区の地域関係者の地域ケア推進会議への出席を広く促進していく。	①地域ケア個別会議:年間5回、地域ケア推進会議:年間1回(いずれも年間予定のもの) ※他、必要時に開催。 ②随時 ③地域ケア推進会議:年1回	①5.7.9月地域ケア個別会議を開催。事例の内容へ依頼し出席している。 ②地域ケア個別会議の事例検討を通じ、出席者と地域課題候補について検討している。	①地域ケア個別会議(定例3回)、うち地域関係者の出席は1回。 ②地域ケア個別会議(定例3回)で実施。	①ケース内容に応じて地域ケア個別会議では対象者の居住地区の民生委員に出席してもらい情報共有を図った。 ②③定例開催の地域ケア個別会議にて出席者と地域課題候補についての検証も実施している。	①地域ケア推進会議では圏域4地区の地区社協会長も招集すること、地域関係者の視点による地域課題の抽出に繋げていく。 ②③現在の取り組みを継続する。
個別支援と地域課題の把握						

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

- ①社会資源に乏しく、公共交通機関による移動が困難な地域。
- ②農村地域でもあり、収入が高齢基礎年金のみの低所得者層にある高齢者世帯が多い。
- ③高齢者同士の近隣交流はあるが、世代間での近隣交流は希薄。
- ④介護をはじめ認知症および健康に関する認識が薄いため、早期予防、早期発見につながりにくい。

【地域課題】

下半期開催予定の地域課題抽出会議にて課題抽出を行う。

【地域での対応方針】

下半期の開催予定の地域ケア推進会議にて検討する。

【市・関係団体への提言】

下半期に開催予定の地域ケア推進会議にて検討する。

令和6年度弘前市地域包括支援センター運営方針（案）

新旧対照表

新（令和6年度）	旧（令和5年度）
<p>I 方針策定の趣旨 この「弘前市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定します。（文中の（*）印は評価指標項目）</p> <p>II 地域包括支援センターの目的 地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を続けられるよう、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とします。</p> <p>III 運営上の基本的考え方や理念 1 公正・中立性の視点 地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。 地域包括支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、市民に対し公平・中立な立場で対応するほか、不当に特定の事業所に偏らない事業運営を行います。（*）</p> <p>2 地域性の視点</p>	<p>I 方針策定の趣旨 （略）</p> <p>II 地域包括支援センターの目的 （略）</p> <p>III 運営上の基本的考え方や理念 1 公正・中立性の視点 （略）</p> <p>2 地域性の視点</p>

地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。（＊）

3 協働性の視点
 地域包括支援センターの保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員が、情報の共有や相互の助言等を通じ支援の目標に向かって連携します。市や地域の保健・福祉・医療の専門職や民生委員等の関係者と連携を図りながら活動します。（＊）

IV 業務推進の指針
1 運営体制
 (1) **事業計画の策定と評価・改善**
 地域包括支援センターは地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域での特色ある創意工夫した事業運営に努めます。（＊）
また、市が定める方法により事業についての評価を行うとともに、評価結果を踏まえて必要な改善を行います。（＊）

(2) 個人情報の保護
 地域包括支援センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守します。（＊）

(3) 相談者のプライバシーの確保
 地域包括支援センターに於いて、相談者のプライバシーが守られるような相談場所を確保します。（＊）

(4) 職員の資質の向上
 すべての職員に対し専門性の向上のため研修に参加できるよう業務

(略)

3 協働性の視点
 (略)

IV 業務推進の指針
1 運営体制
 (1) **事業計画の策定**
 地域包括支援センターは地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域での特色ある創意工夫した事業運営に努めます。（＊）

(2) 個人情報の保護
 (略)

(3) 相談者のプライバシーの確保
 (略)

(4) 職員の資質の向上
 (略)

分担等に配慮を行い、一部職員が研修を受講した場合、センター内で研修内容を共有できる体制を整えます。（＊）

(5) 苦情・事故対応

地域包括支援センターに対する苦情対応窓口を設置します。

苦情を受けた場合、または、事故があった場合にはその内容及び対応を記録し、必要に応じて速やかに市に報告します。（＊）

(6) 相談体制の利便性の確保

地域包括支援センターの業務全般を効果的に推進するため、住民の利便性を考慮し、夜間、早朝、休日、窓口の窓口（連絡先）を設置し、周知を図ります。

また、住民からの相談を受付けて集約し、地域包括支援センターへつなぐことを目的に、実績のある在宅介護支援センターを地域包括支援センター協力機関（ブランチ）として活用します。（＊）

(7) 感染症の予防と発生時の対応

職員は日ごろから健康管理を心掛け感染症の予防に努めます。

また、感染症の感染拡大期においては、対面での地域活動が制限される場合も想定されるが、その場合においても、電話や文書、オンライン会議等を通じて可能な限り取り組みが継続されるよう柔軟に対応します。

センターで感染症が発生した場合は、関連する法令に定める届出義務がある場合はこれに従うとともに、顛末を記録し市に報告します。

やむを得ずセンターを閉館する必要がある場合は、速やかに市に報告し対応を協議します。また、協議の結果を必要に応じて関係機関等へ周知します。

※感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第1項に定める感染症とする。

(8) 災害発生時の対応

(5) 苦情・事故対応

(略)

(6) 相談体制の利便性の確保

(略)

(7) 感染症の予防と発生時の対応

(略)

(8) 災害発生時の対応

災害発生を想定した避難訓練等を定期的に行います。また、災害発生時の対応について要支援者の対応策を整備します。

2 第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く）
基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう「弘前市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱」に従い介護予防ケアマネジメントを行います。（*）

3 総合相談支援業務
（1）地域におけるネットワーク構築
サービス提供機関や専門相談機関等のマップの作成等により活動可能な機関、団体等の把握を行うとともに、地域に社会資源がない場合には生活支援コーディネーターと連携し、その開発に努め、専門的・継続的な相談支援に当たって必要となるネットワークを構築します。
（*）

（2）実態把握
様々な手段により、地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組みます。特に、**孤独・孤立の状態にある高齢者の実態把握に取り組みます。**

実態把握は1カ所のブランチにつき年50件を目標とします。

（3）総合相談支援
ア 地域包括支援センターの相談窓口としての認知度（令和4年度調査：認知度54.3%）の向上に努め、介護・福祉・保健・医療などの不安や悩みを持つ人が、**早期に相談につながる**ことができるよう啓発を行います。

（略）

2 第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く）
（略）

3 総合相談支援業務
（1）地域におけるネットワーク構築
（略）

（2）実態把握
様々な手段により、地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組みます。
実態把握は1カ所のブランチにつき年50件を目標とします。

（3）総合相談支援
本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、相談内容に応じた情報提供や関係機関の紹介等を行います。また、専門的又は緊急の対応が必要である場合には個別の支援計画を策定し、市から示された「相談事例の終

イ 本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、相談内容に応じた情報提供や関係機関の紹介等を行います。また、専門的又は緊急の対応が必要である場合には個別の支援計画を策定し、市から示された「相談事例の終結条件」に沿って、適切に進捗管理を行うとともに、緊急時には担当者が不在であっても対応できるよう相談記録を速やかに作成し、体制を整えます。

ウ 家族を介護する者に対する相談支援を実施する場合には、その者が求めているニーズを受け止め、適切な支援に努めるほか、介護職防止の相談にも対応します。

エ 複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、センターのみでは支援・対応が困難な課題については、必要に応じて適切な支援関係機関につなぎ、連携して課題解決に努めます。（＊）

4 権利擁護業務

(1) 成年後見制度の活用促進

ア 高齢者の判断能力の状況等を把握し、成年後見制度の利用が必要なケースで、申し立てを行える親族がいないと思われる場合や親族があっても申し立てを行う意志がない場合には、市へ状況を報告し、申し立てにつなげます。

イ 市や弘前圏域権利擁護支援センター、法務局と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報活動を実施します。（＊）

(2) 老人福祉施設等への措置の支援

虐待により、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合には、市に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求めます。

結条件」に沿って、適切に進捗管理を行うとともに、緊急時には担当者が不在であっても対応できるよう相談記録を速やかに作成し、体制を整えます。

また、家族を介護する者に対する相談支援を実施する場合には、その者が求めているニーズを受け止め、適切な支援に努めるほか、介護職防止の相談にも対応します。

さらに、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、センターのみでは支援・対応が困難な課題については、必要に応じて適切な支援関係機関につなぎ、連携して課題解決に努めます。（＊）

4 権利擁護業務

(1) 成年後見制度の活用促進

高齢者の判断能力の状況等を把握し、成年後見制度の利用が必要なケースで、申し立てを行える親族がいないと思われる場合や親族があっても申し立てを行う意志がない場合には、市へ状況を報告し、申し立てにつなげます。

また、市や弘前圏域権利擁護支援センター、法務局と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報活動を実施します。（＊）

(2) 老人福祉施設等への措置の支援

(略)

<p>(3) 高齢者虐待への対応</p> <p>ア 地域住民や関係機関との一層の連携を図ることにより、虐待防止及び早期発見に取り組みます。</p> <p>イ 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)及び「弘前市における養護者による高齢者虐待防止対応マニュアル」等に基づき、速やかに適切な対応を行います。(*)</p> <p>(4) 困難事例への対応</p> <p>高齢者やその家族に重層的に課題が存在している場合や高齢者自身が支援を拒否している場合には、地域包括支援センターの専門職が相互に連携し全体で対応します。</p> <p>(5) 消費者被害の防止</p> <p>市の市民生活センター等と必要に応じて連携し、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に情報提供を行うことで消費者被害の防止に努めます。(*)</p> <p>5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p> <p>(1) 包括的・継続的なケア体制の構築</p> <p>ア 包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の居宅介護支援事業所の把握に努め、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援します</p> <p>(*)</p> <p>イ 地域の介護支援専門員が地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。</p> <p>ウ 地域の介護支援専門員のニーズに基づき、研修会や事例検</p>	<p>(3) 高齢者虐待への対応</p> <p>地域住民や関係機関との一層の連携を図ることにより、虐待防止及び早期発見に取り組みます。</p> <p>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)及び「弘前市における養護者による高齢者虐待防止対応マニュアル」等に基づき、速やかに適切な対応を行います。(*)</p> <p>(4) 困難事例への対応</p> <p>(略)</p> <p>(5) 消費者被害の防止</p> <p>(略)</p> <p>5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p> <p>(1) 包括的・継続的なケア体制の構築</p> <p>包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の居宅介護支援事業所の把握に努め、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援します。(*)</p> <p>また、地域の介護支援専門員が地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。</p> <p>さらに、地域の介護支援専門員のニーズに基づき、研修会や事例検討会、多様な関係機関との意見交換の場等を設け、介護支援専門員の</p>

多様な関係機関との意見交換の場等を設け、介護支援専門員のスキル向上を支援します。(*)

(2) 介護支援専門員のネットワークの活用と住民の意識の醸成

ア 地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するため、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定するなど介護支援専門員のネットワークを構築したり、その活用を図ります。

イ 介護支援専門員が円滑に業務を遂行できるよう、地域住民に対して、介護予防・自立支援に関する知識の普及啓発活動を行います。(*)

(3) 日常的個別指導・相談

地域の介護支援専門員に対する個別の相談窓口を設置し、ケアプラン作成技術の指導やサービス担当者会議の開催を支援します。(*)

(4) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、地域包括支援センターの各専門職や関係機関との連携のもとに具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。(*)

6 認知症総合支援に関する業務

(1) 認知症の理解のための普及啓発

ア 地域住民に認知症ガイドブックの周知や活用促進を図り、認知症の基礎的知識、相談窓口、医療や介護サービス等について情報提供を行い、不安がある時は速やかに相談や受診につながるよう啓発を行います。

また、この普及啓発により、認知症の相談窓口の認知度（令和4年度調査：認知度 23.0%）が向上するよう努めます。(*)

スキル向上を支援します。(*)

(2) 介護支援専門員のネットワークの活用と住民の意識の醸成

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するため、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定するなど介護支援専門員のネットワークを構築したり、その活用を図ります。

また、介護支援専門員が円滑に業務を遂行できるよう、地域住民に対して、介護予防・自立支援に関する知識の普及啓発活動を行います。(*)

(3) 日常的個別指導・相談

(略)

(4) 支援困難事例等への指導・助言

(略)

6 認知症総合支援に関する業務

(1) 関係機関との連携

認知症高齢者やその家族を支えるために、関係機関と連携を取りながら継続的な支援を行います。また認知症疾患医療センターやかかりつけ医等、早期診断・早期対応に向けた医療との連携・協力体制を整備し、認知症高齢者や介護者・家族に相談先の情報提供を行います。(*)

(2) 認知症高齢者や家族への支援

認知症高齢者や家族が集える場所等を提供することで、介護相談に

イ 地域住民や関係機関等が、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人やその家族の手助けを行えるよう、地域のキャラバンメイトと連携・協力し、「認知症サポーター養成講座」や「ステップアップ講座」の開催を推進します。

ウ 認知症の発症遅延や重症化防止に関する情報提供を積極的に行い、予防的取組を推進します。

(2) 医療・介護等の適切な連携推進

ア 認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の関係機関と連携を図り、認知症の人やその家族への相談支援を行います。

イ 認知症の人やその家族に対し、医療・介護関係者等の間で情報共有を図るための情報連携ツールの活用を促し、容態の変化に応じて、適切な医療・介護サービスが提供されるようにします。

ウ 認知症が疑われる人や認知症の人が必要な受診や介護サービス等を拒否するなどし、健康上または生活上の支障を来す恐れのある場合には、認知症初期集中支援チームによるサポートを利用し、早期診断・早期対応につながるよう支援します。

(3) 認知症の人とその家族を支える地域づくりの推進

ア 認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合うための認知症カフェの場を提供したり、「認知症の人と家族のつどい」の情報提供するなどし、認知症高齢者の社会参加や家族の介護負担の軽減を図ります。

イ 認知症の人の外出時の見守り体制として整備している「ただいまサポート事業」の周知や利用促進を図り、外出に不安をもつ高齢者やその家族の支援を行います。

ウ 地域住民や関係機関が、認知症の人やその家族を地域で支え、見守ることができるよう、認知症高齢者への声かけ模擬訓練を行います。

応じ、必要な知識や情報を提供することにより、介護負担を軽減し、在宅介護を継続できるよう支援します。

(3) 知識の普及・支援体制の構築

地域住民や関係機関等が、認知症高齢者やその家族を地域で支え、見守ることができ体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及啓発を行います。

地域のキャラバンメイトと連携・協力し、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターを養成します。さらに、認知症サポーターステップアップ講座を実施し、講座を修了した認知症サポーターを活用した支援チーム等の活動グループの設置に向けた準備を進めます。

エ チームオレンジコーディネーターを配置し、認知症サポーターを活用したチームオレンジの体制づくりを推進し、認知症の人の見守り支援や家族の介護負担の軽減を行います。

7 地域ケア会議推進に関する業務

(1) 多職種協働による個別事例のケアマネジメントの充実

医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の生活を地域全体で支援することを目的に「弘前市地域包括支援センター地域ケア会議ガイドライン」に沿って地域ケア会議を開催します。(*)

(2) 地域課題の解決による地域包括ケアシステムの構築

個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結び付け、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、市や生活支援コーディネーターと課題の共有を図り、一層の連携に努めます。(*)

8 介護予防に関する業務

介護予防の推進

「健康都市弘前」の実現に向け、高齢者が主体的に介護予防に取り組み、自立した生活を長く続けることができるよう、フレイル予防に関する知識の普及啓発活動を推進します。

9 在宅医療・介護連携に関する業務

(1) 医療・介護関係者の相互理解とネットワークの強化

医療関係者との合同の事例検討会、講演会、学習会等へ積極的に参加し、相互の役割理解や支援対応のスキルアップを図るとともに、医

7 地域ケア会議推進に関する業務

(1) 多職種協働による個別事例のケアマネジメントの充実

(略)

(2) 地域課題の解決による地域包括ケアシステムの構築

(略)

8 介護予防に関する業務

(略)

療機関、介護事業所、在宅医療・介護連携支援センター等とのネットワークの強化に努めます。（＊）

（２）高齢者のライフサイクルを通じた一体的サービスの提供

ア 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の支援において、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りなど高齢者のライフサイクルを通じて、医療機関との情報連携を行い、円滑で適切な医療・介護サービスが一体的に提供されるよう努めます。

イ 地域住民に「これからノート（エンディングノート）」の周知や活用促進を図り、人生の最終段階における意思決定を行うよう情報提供を行います。

地域課題「孤立化防止」について

前回の会議では、地域課題として「孤立化防止」を取り上げ、委員の方々から実情や対策等様々なご意見をいただきました。いただいた意見を集約し、下記のとおり整理しました。

第1回運営協議会での意見

○**孤独・孤立対策推進法**が令和6年4月から施行となり、各自治体において孤独・孤立対策地域協議会の設置が努力義務化されるため、弘前市でも設置に向けて動いていくと思う。また、重層的支援体制整備事業と絡めて、**福祉総合相談窓口の設置や包括的な支援体制の構築**を視野に入れておく必要がある。

○市民として民生委員の活動を見た時に、**民生委員はあまり情報把握ができておらず、上手く動けていないと感じている**。加えて、**民生委員自体にかなりの欠員が出ており、担い手を増やすために何かしら動いても良いのではないか**と思っている。

○情報を把握するために、他の町内会との**つながり**を持ち、「このような人がいた」という**連絡や報告**が出来る体制を作れたらと思う。

○他者との関係形成に困難を感じる、いわゆる**セルフネグレクトに該当する人たち**が孤立状態にある場合、何らかのケアが必要ではないかと理解している。また、**介入拒否をする対象者**に対しては継続的なアウトリーチが有効と考えられる。

○大学として、**介入を拒否される方への支援**については、実態把握のために町内単位で、**独居者支援把握マップ**のようなもの作成が出来るのではないかと考えている。

○地域の中で**孤立している1人暮らしで頑固な方**も何かしらとは繋がっていると思う。地域包括支援センターのみならず、他の関係者にも声がけを行い、一緒に動ける体制を作っていければと思う。

意見の集約

(今不足していること、今後対策が必要と思われること)

- ① ○孤独・孤立対策推進法の施行を受けた取り組み
- 包括的な支援体制の構築

- ② 支援が必要な高齢者(孤立ゆえに心身に有害な影響を受けている状態にある人)の情報把握や連携、支援をする担い手の確保

- ③ 介入を拒否する人への支援体制

課題

- ①② 「孤立している高齢者を把握できていない」
 - ③ 「緊急時に迅速かつ適切な対応ができない」
- 現在は、関係者(包括、民生委員等)が時間をかけて関係構築を行い、医療、福祉サービスに繋げている。

THE MUTSU SHIMPO

陸奥新報

11月19日
日曜日

化……………[7]
ども新報……………[8][9]
ポーツ……………[11][12]
能・BS……………[13]

©陸奥新報社2023

陸奥新報社 〒036-8356 弘前市下白銀町2の1 ☎0172-34-3111(代表) <https://mutsushimpo.com>

広がれ 認知症支援の輪



弘前市南部地域包括支援センター担当室で活動する春良さん(右)らチームオレンジのメンバー4人

チームオレンジ

高齢化の進展とともに、認知症患者数の増加が予測され、弘前市は認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを方針に掲げている。この一環として、認知症の人やその家族を心理面・生活面で支援するボランティア「チームオレンジ」の市第1号が10月、市南部地域包括支援センターの担当区(第四・南中学校区)に発足した。まずは認知症カフェなど交流の場で高齢者の話し相手をするところから始めており、メンバーは「協力し合って少しずつ活動を前に進めていければ」と話している。(石田紅字)

弘前第1号発足

相談や「協力し活動進める」見守り

チームオレンジは国が推進する取り組み。各市町村に整備が求められているが、県内で発足させている自治体はまだ少ないという。オレンジ色は認知症を支援する目印カラーだ。活動の中心となるのが認知症サポーター。認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者だ。これも国が推進しており、養成講座を受けることで認定される。同市では小中学校や町会、職場単位でも養成講座が開かれており、受講者は2012年から22年までに累計1万3135人。チームオレンジのメンバーになるには、さらにステップアップ講座を受講し、患者の対応方法などを学ぶと活動できるようになる。弘前市第1号のチームオレンジは、民生委員や介護福祉職などの女性4人で発

足。最初の活動として11月17日、清水交流センターで開催された認知症カフェに参加した。カフェでは楽しみながら脳を活性化させる目的で津軽弁講話が行われ、メンバーは高齢者と一緒に楽しみ、簡単な介助などをして支援した。メンバーの1人春良(58)さんは「活動が負担にならないよう協力し合って、地域で未永く支援していきようやっていきたい」と話した。この区域の認知症カフェは南部地域包括支援センターが主催しており、もともと自発的に地域の高齢者を

連れてきたり、手伝いをしてくれたりする人がいた。こうしたボランティアの土壌があったことから、同センターの小野直子センター長が調整役となってチームオレンジの立ち上げを働き掛けた。小野センター長は「まずは地域で手伝いをしている人に担ってもらい、地域住民にも自然な形で広がってほしい」と願った。チームオレンジは必要な講座を受講すれば誰でも立ち上げることができるため、同市は市内全域に取り組みを広げたい考え。活動としては相談相手や話し相手のほか、高齢者宅の訪問

による見守り・声掛け、散歩や交流の場への外出支援などを想定する。認知症になっても本人や家族が地域とのつながりを持ち、安心して生活できる街を目指し、協力者を募っている。

■福祉総務課からの情報提供①

○孤独・孤立対策について

《国の動向》

孤独・孤立対策推進法（令和5年5月31日成立、令和6年4月1日施行）

1. 基本理念
 - ・孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
 - ・孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
 - ・当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようことを目標として、必要な支援が行われること。
2. 基本的施策
 - ・孤独・孤立対策の重点計画の作成
 - ・孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
 - ・相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
 - ・関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
 - ・当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
 - ・地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
 - ・孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

3. 推進体制

- ・内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。

《市の対応》

- ・孤独・孤立に関する相談窓口一覧を整理し、市ホームページに掲載。
- ・今後、努力義務とされている地域協議会の設置を検討するとともに、具体的な支援について検討していく。

■福祉総務課からの情報提供②

○包括的支援体制の整備について（重層的支援体制整備事業について）

- ・令和3年の社会福祉法の改正を踏まえ、弘前市地域福祉計画の改定を行った（計画期間：令和5年度～令和8年度）。
- ・改定後の計画では、介護と育児を同時に行う「ダブルケア」や、「8050問題」、「ヤングケアラー」等の地域住民が抱える複雑化、複合化した生活課題への対応が、新たな課題として顕在化してきていることに触れ、相談を包括的に受け止め、既存制度の狭間に対応するため、各分野横断的に対応可能な体制の構築に取り組みることとしている。
- ・具体的な体制については、国が示す重層的支援体制整備事業の全体像を基本とし、当市における各分野（高齢、障がい、こども、生活困窮）における現状・課題や今後の取り組みの方向性などを踏まえて、どうか検討を進めている。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づき任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する**。

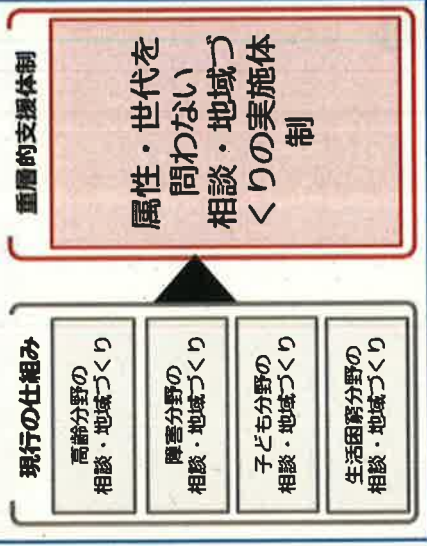
（参考）モザル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

新たな事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組みことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

■重層的支援体制における相談支援の流れ

相談者（市民）

① 相談支援

【既存/拡充】 包括的相談支援事業
相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、幅広く受け止める。 **新たな窓口を作るものではない。**



【関係事業】
（介護） 地域包括支援センター
（障がい） 相談支援事業所
（子ども） ひろさき子育て世代包括支援センター
（困窮） ひろさき生活・仕事応援センター

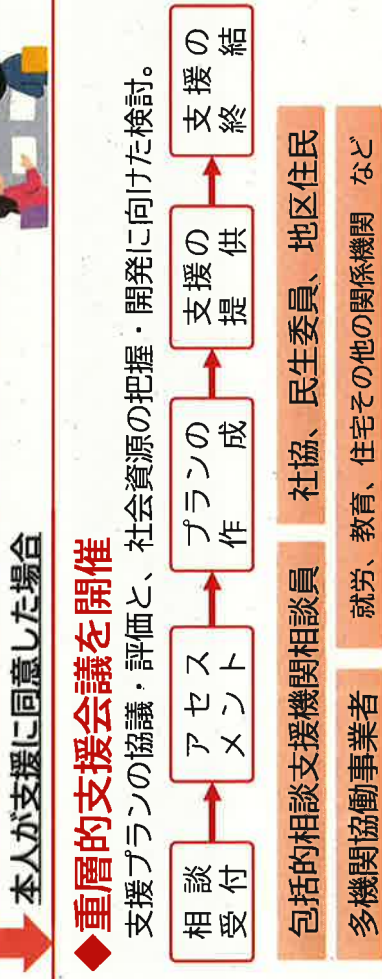
【新規】 **アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**（実施主体は検討中）
継続的なアウトリーチにより信頼関係を構築し、本人の希望に沿った支援を検討。

② 参加支援

【新規】 **多機関協働事業**（実施主体は検討中）
支援機関からつながれた複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例等に対して支援をする。

◆ **支援会議を開催（本人の同意不要）**
参加者に守秘義務を課し支援方針を検討。

◆ **重層的支援会議を開催**
支援プランの協議・評価と、社会資源の把握・開発に向けた検討。



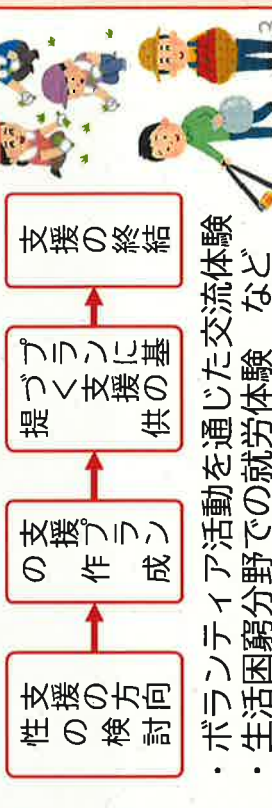
③ 地域づくりに向けた支援

【既存/拡充】 **地域づくりり事業**
高齢、障がい、こども、生活困窮の各分野における既存事業を活かし、世代や属性を限定しない居場所を整備・コーディネートする。
また、地域づくりを促進するため、多様な主体が出会い、さらなる展開を生む機会となるプラットフォームの形成を目指す。

【関係事業】
（介護） 一般介護予防事業、生活支援体制整備事業
（障がい） 地域活動支援センター事業
（子ども） 地域子育て支援拠点事業
（生活困窮） 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

② 参加支援

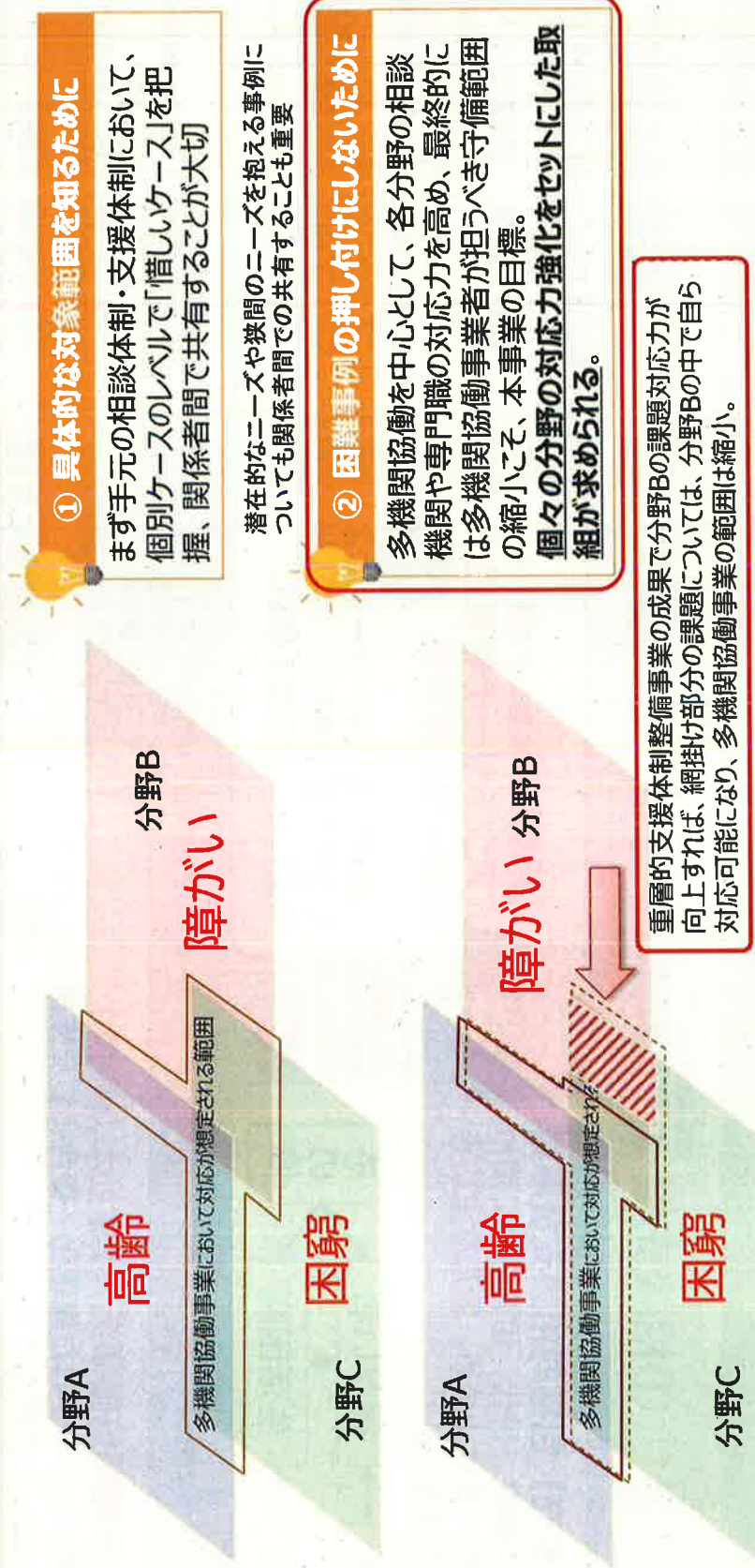
【新規】 **参加支援事業**（実施主体は検討中）
既存の社会参加に向けた支援で対応が難しい狭間のニーズに対応し、社会とのつながりに向けた支援を計画的に実施する。



■現時点での検討の方向性①

重なっている部分がこの事業のターゲット

- 生活課題が複数分野にまたがっているケースについて、分野の重なり合っている部分（重層的な部分）における協働がこれまでに以上に機能すれば、より支援の可能性が広がるという点に着眼し、そのための支援体制を整備しようとするのが本事業の狙い。



【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等」(2021)を一部改変

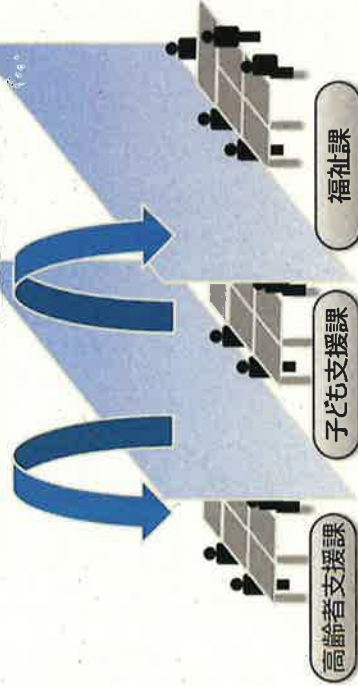
■現時点での検討の方向性②

縦割りの弊害を取り除くが、縦割りをなくすわけではない

縦割りが過ぎると、部署間の連携コストは高くなる

- ✓ 対象者別の制度間の壁が高すぎると、縦割りの弊害が最大化し、支援対象者への円滑なリーチアウトができなくなる。
- ✓ 重層的支援体制整備事業は、この「高すぎる壁」問題へのアプローチである。

壁が高すぎて、連携コストが高い



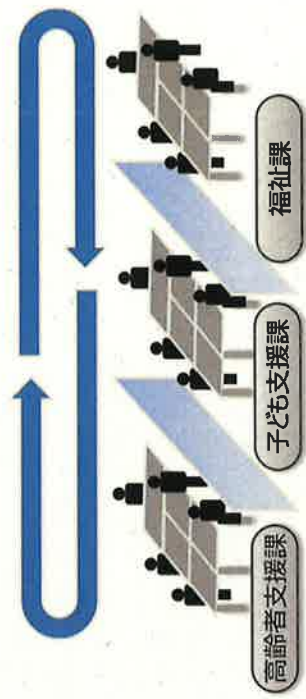
✗ 制度間の壁を全部取り払ったら大混乱

現場の壁をすべて取り払えば、役割分担もできず、現場は混乱に陥るだけ。一定の組織的区分は業務の適切な運用に不可欠。各分野の制度を、ひとまとめにするわけではない。



○ 制度間の壁は残しつつ、壁を低くして風通しを良くする

既存制度の制度間の仕切りは残したまま、対象者別の制度の壁を低くすることで、風通しを良くし、スムーズな連携を目指す。 スムーズな連携を阻害しているのは何かを検討することが大切。



～ 孤独・孤立に関する支援策・相談窓口一覧 ～

(令和5年7月5日現在) 弘前市

1 各カテゴリーに分類し、複数該当すると思われるところは代表的なところとしています。

- ① お金や仕事の困りごと
- ② 妊娠や出産、子育て、虐待に関する困りごと
- ③ 高齢や介護の困りごと
- ④ 障がいに関する困りごと
- ⑤ 心の問題や病気に関する困りごと
- ⑥ その他

2 お問い合わせについて

弘前市役所の開庁時間は、平日の午前8時30分から午後5時まで（年末年始を除く）です。営業日等を記載のところ以外は個別にお問い合わせください。

番号	支援策・相談窓口	対象者	内容	相談方法	相談員 (職・資格等)	お問い合わせ先	電話番号等	分類
1	自立相談支援事業	生活に困っている方や悩みを抱えて生活ができなくなると感じる恐れのある方など	相談者が抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズに応じた自立支援計画を策定し、自立支援計画に基づき関係機関と連携して日常生活や社会生活の自立を支援します。	電話 対面（要予約）	相談支援員	弘前市生活福祉課 就労自立支援室	電話： 0172-36-3776 0172-38-1260	①
2	住居確保給付金の支給	離職・廃業又は本人の責め等によらず就業機会が減少し、離職や廃業と同程度の状態にあり、住居を喪失する又はその恐れのある方	一定期間、家賃（上限あり）を支給し就業活動を支援します。また、希望により収入、資産、求職活動等の支給要件が異なります。	電話 対面（要予約）	相談支援員	弘前市生活福祉課 就労自立支援室	電話： 0172-36-3776 0172-38-1260	①
3	無料職業紹介事業	ハローワークの機能だけでは、就労を実現できない方	職業斡旋のほか、企業支援・訪問による企業開拓等を実施します。また、希望により企業と連携して職場見学や一定期間の就労体験の機会を提供します。	電話 対面（予約優先）	就労支援員	弘前市生活福祉課 就労自立支援室	電話： 0172-36-3776 0172-38-1260	①

番号	支援策・相談窓口	対象者	内容	相談方法	相談員 (職・資格等)	お問い合わせ先	電話番号等	分類
4	就労準備支援事業	就労に不安がある方	すぐに就労することに不安がある方に対して、就労に従事するための基礎能力を養いながら就労に向けた支援を行います。	電話 対面 (要予約)	就労準備支援員	弘前市生活福祉課 就労自立支援室	電話： 0172-36-3776 0172-38-1260	①
5	家計改善支援事業	家計に問題を抱える方	家計收支の課題を「見える化」し、家計に関する問題の背景にある根源的な課題を整理して家計收支の改善を支援します。	電話 対面 (要予約)	家計相談支援員	弘前市生活福祉課 就労自立支援室	電話： 0172-36-3776 0172-38-1260	①
6	学習支援事業	生活保護世帯又は生活困難等の課題を抱える世帯の中学生等	学習支援の拠点を設置し、大学生ボランティアが週1回2時間程度、中学生等が持参する宿題や問題集等を活用して個別に学習支援等を実施します。	申込書を生活福祉課 に提出 (利用要件確認後、 申込者に決定通知)	生活困難者自立支援 事業担当者	弘前市生活福祉課	電話：0172-40-7040	①
7	訪問相談推進事業	ひきこもり状態にある方やその家族	ひきこもり等で社会的孤立に苦しむ方や、その家族と信頼関係を築いた上で、就労やその後の職場への定着まで支援します。	電話 対面 (要予約)	アウトリーチ支援員	弘前市生活福祉課 就労自立支援室	電話： 0172-36-3776 0172-38-1260	①

番号	支援策・相談窓口	対象者	内容	相談方法	相談員 (職・資格等)	お問い合わせ先	電話番号等	分類
8	歯科相談	乳幼児のお口の健康づくりに関する悩みや不安のある方	むし歯予防や歯みがきの仕方、お手入れグッズ等のお口の健康に関する相談に応じます。	電話 対面 (要予約)	歯科衛生士	弘前市健康増進課母子保健係 (弘前市保健センター内)	電話：0172-37-3750	②
9	食事と栄養相談	乳幼児の食事に関する悩みや不安のある方	離乳食からその後の食事(進め方・偏食等)に関する相談に応じます。	電話 対面 (要予約)	栄養士	弘前市健康増進課母子保健係 (弘前市保健センター内)	電話：0172-37-3750	②
10	のびのび子ども相談	1歳以上の幼児を持つ保護者とその家族	人とのやりとりが苦手、落ち着きがない、ことばの数が少ないなど、発達で気になることに関する相談に応じます。	電話 対面 (要予約)	臨床心理士等	弘前市健康増進課母子保健係 (弘前市保健センター内)	電話：0172-37-3750	②
11	子育て相談	子育てに関する悩みや不安のある方	子育てに関する様々な相談に応じます。	電話 対面 (要予約)	保健師	弘前市健康増進課母子保健係 (弘前市保健センター内)	電話：0172-37-3750	②
12	子育て相談	子育て中の方やその家族等	子育てのストレス緩和のお話、子育てに関するお悩み相談に対応し、関係機関と連携を図りながら、実情に応じた適切な支援に繋がります。	電話、メール 対面 (来課、要予約)	子育て支援相談員	弘前市こども家庭課	電話:0172-33-0003 e-mail: kodomokate@city.hirosaki.lg.jp	②
13	ひとり親相談	母子家庭の母または父子家庭の父	健康や就労、子どもの養育、経済的問題などに関する、自立のための支援を行います。	電話 対面 (来課)	母子父子自立支援員	弘前市こども家庭課	電話：0172-40-7039	②

番号	支援策・相談窓口	対象者	内容	相談方法	相談員 (職・資格等)	お問い合わせ先	電話番号等	分類
14	妊娠・出産・子育てに関する相談	妊娠婦および乳幼児の養育者	妊娠・出産に関することや子育てに関することなど様々な相談や困りごとに対し、相談支援・情報提供を行います。	電話 対面 (来所、訪問、要予約)	保健師・助産師・保育士	ひろさき子育て世代包括支援センター	電話：0172-37-1323	②
15	育児不安等についての相談指導 (*市の委託事業)	保育所等に通園していない就学前の子どもの保護者	子育てに関する困りごとについて常設の相談窓口を設け、保護者からの相談に応じて、必要な助言・情報提供や支援等に繋がります。	電話 対面 (来所、訪問)	保育士	①みどり保育園地域子育て支援センター ②大浦保育園地域子育て支援センター ③相馬こども園地域子育て支援センター	①電話：0172-32-0510 ②電話：0172-82-3037 ①及び②営業日等(月)～(土)9:00～17:00 ③電話：0172-84-3103 ③営業日等(月)～(金)9:00～16:00	②
16	婦人相談	多様な困難に直面している女性等	DV、離婚問題、ストーカー、経済的困難などの多様な困難に関する相談支援、手続き支援、関係機関調整を行います。	電話 対面 (来課、訪問)	婦人相談員	弘前市こども家庭課	電話：0172-40-3976	②
17	家庭児童相談	支援を要する児童、妊婦、児童の保護者	養護、虐待、経済困窮など、家庭や児童に係る相談支援、手続き支援、関係機関調整を行います。	電話 対面 (来課、訪問)	家庭相談員	弘前市こども家庭課	電話：0172-40-3976	②

番号	支援策・相談窓口	対象者	内容	相談方法	相談員 (職・資格等)	お問い合わせ先	電話番号等	分類
18	少年相談センター	原則として小学生、中学生、高校生(相当)の児童	非行・犯罪被害の防止や青少年健全育成の観点から、相談支援、関係機関調整を行います。	電話 対面 (来課)	相談員	弘前市少年相談センター(こども家庭課内)	電話：0172-35-7000	②
19	みらいねっと弘前こどもサポート	18歳までの子どもがいる保護者、妊婦	家庭の不安や困り事などの相談に応じ、必要に応じて公的機関と連携を行います。	電話 対面 LINE	専門スタッフ (有保育士資格者等)	一般社団法人 みらいねっと 弘前	電話：0172-55-6790	②
20	高齢者相談	高齢者やその家族	高齢者の介護予防、健康や福祉、生活、認知症などについて支援します。	電話 対面	保健師 社会福祉士等	①弘前市介護福祉課 ②地域包括支援センター (7カ所※) ・弘前市第一地域包括支援センター ・弘前市第二地域包括支援センター ・弘前市第三地域包括支援センター ・弘前市東部地域包括支援センター ・弘前市西部地域包括支援センター ・弘前市南部地域包括支援センター ・弘前市北部地域包括支援センター	①0172-40-7072 ②※お住まいの地域によって担当が異なります。 0172-31-1203 0172-31-3811 0172-39-2515 0172-26-2433 0172-82-1516 0172-87-6779 0172-95-2100 ②共通(月)~(土) 9:00~18:00 ※(日)・祝日、12/29~1/3を除く	③

番号	支援策・相談窓口	対象者	内容	相談方法	相談員 (職・資格等)	お問い合わせ先	電話番号等	分類
21	障がいのある方に関する相談	障がいのある方やその家族	障がいのある方のための制度やサービス利用に関する相談に応じます。	電話 対面 (要予約)	障がい福祉課職員	弘前市障がい福祉課	電話：0172-40-7036	④
22	障がいのある方に関する相談	障がいのある方やその家族	障がいのある方のための制度やサービス利用、生活に関する相談に応じます。	電話 対面 (要予約)	相談支援専門員等	①弘前市障害者生活支援センター ②障害児・者サポートセンター ③七峰会総合福祉相談支援センター ④地域生活支援センター ⑤障がい者生活支援センター「すみれ」 ⑥サポートセンターcona ⑦プランサポートステーションPolaris	①電話：0172-31-2400 9:00～17:00 ※(水)・年末年始を除く ②電話：0172-55-8760 営業日等：(月)～(土) 9:00～17:00 ※(日)・祝祭日・年末年始を除く ③電話：0172-82-5740 営業日等：(月)～(金) 8:30～17:30 ④電話：0172-31-2731 営業日等：(月)～(金) 9:00～16:40 第1(土)9:00～12:00 ⑤電話：0172-37-3422 営業日等：(月)～(金) 9:00～16:00 ※祝日及び下記の日程は休業 4/6、5/1、8/13～14、12/30～1/3 ⑥電話：0172-8E-8016 営業日等：(月)～(金) 8:30～17:00 ⑦電話：080-2843-2218 営業日等：(月)～(土) 9:00～17:00 ※24時間連絡に対応できる体制あり。	④

番号	支援策・相談窓口	対象者	内容	相談方法	相談員 (職・資格等)	お問い合わせ先	電話番号等	分類
23	こころの健康相談	こころの悩みを抱える本人やその家族	本人や家族のこころの悩みに対応します。必要時、専門の相談窓口を紹介いたします。 ※心の病気の治療をしない方を優先し、治療中の方は主治医への相談を勧めます。	定期面談 (予約制) 随時面談 電話 (予約制・随時)	保健師	弘前市健康増進課成人保健・がん対策係(弘前市保健センター内)	電話 : 0172-37-3750	⑤
24	健康相談	身体の健康について相談のある方	「生活習慣病の予防について」「健診結果を詳しく知りたい」「健診受診後の生活について」「禁煙したい」など、健康や栄養についての相談に応じます。	定期面談 (予約制) 随時面談 電話 (予約制・随時)	保健師 管理栄養士	弘前市健康増進課成人保健・がん対策係(弘前市保健センター内)	電話 : 0172-37-3750	⑤
25	非行相談	犯罪や非行歴のある方やその家族等	犯罪や非行をした方が更生できるように相談に乗り、仕事に就く手助けをして、社会復帰を支えます。	電話 対面 (要予約)	保護司	弘前地区保護司会	電話兼FAX : 0172-38-1175	⑥
26	成年後見制度に関する相談	認知症・知的障がい・精神障がいなどがあり日常生活を送るうえで不安がある方	物事を判断する能力が十分ではない方の権利を守る援助者(成年後見人等)を選び、本人を法的に支援します。	電話 対面 (予約優先)	社会福祉士	弘前圏域権利擁護支援センター	電話 : 0172-26-6557 FAX : 0172-26-6567 受付 : (火)~(土) 9 : 00~16 : 00 ※(日)・(月) 12/29~1/31は休み	⑥

番号	支援策・相談窓口	対象者	内容	相談方法	相談員 (職・資格等)	お問い合わせ先	電話番号等	分類
27	民生委員・児童委員	生活上のさまざまな相談がある方	行政や関係機関が行う支援や福祉サービスへの「つなぎ役」として支援します。	電話 対面	非常勤の地方公務員	弘前市福祉総務課 (事務局)	電話：0172-40-7037	⑤
28	地域交流 食堂運営	地域の子どもから高齢者まで幅広い世代の住民	地域の公益的な取組として「みんなの食堂」を運営しています。年齢等を問わず地域住民の方が参加しています。	対面	千年園職員	千年園	電話：0172-87-4888	⑤

安心安全見守りネットワーク事業

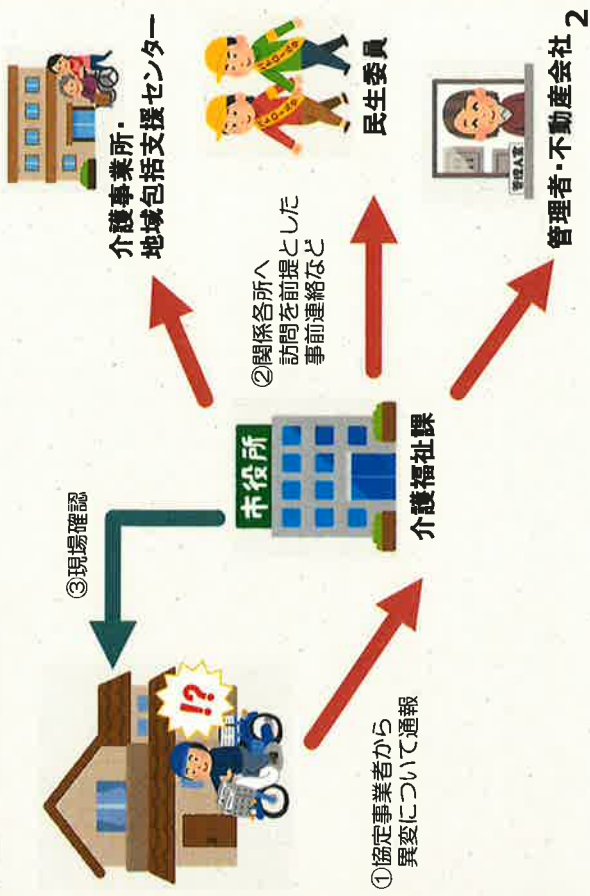
▶ 事業概要

増加するひとり暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯などに
対して、日常生活において関わっている事業者や、地域の
自主防災組織などと協定を結び、孤立死の防止や、異変の
早期発見のために、重層的な見守りを行っています。

▶ 協定事業者

- ◆ 新聞・郵便関係
- ◆ 電気・ガス・水道関係 (ライフライン関係)
- ◆ 宅配・配食関係 ◆ その他 (自主防災組織)

通報の流れ



異変のサイン

- 洗濯物が何日も干したまま
- 新聞や郵便物が溜まっている
- 昼になっても灯りが消えない
- 夜になっても灯りが点いていない
- 真夜中にテレビの音が聞こえる
- 住んでいる様子なのに何度訪問しても応答がない
- 何日も雪かきをしていない



見守りの
さざりげなく
し親身になって
すストーリーにならず
せ前回と変わらないか
そそっと
を心がけましょう！

令和4年度の通報件数と安否結果

通報者	件数	生存	死亡
協定事業者	28	23	5
親族	3	3	0
町会役員	0	0	0
民生委員	0	0	0
その他	1	1	0
合計	32	27	5

